

第 1 1 回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年11月25日(木) 13:30~
ところ 三木市役所 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 17 号 住民説明会について(結果報告)

(2) 協議事項

協議第 37 号 新市建設計画について(継続)

協議第 54 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 55 号 事務機構及び組織の取扱いについて

協議第 56 号 使用料、手数料等の取扱い(その2)について

協議第 57 号 公共的団体等の取扱いについて

協議第 58 号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 59 号 各種事務事業(イベント関係)の取扱いについて

(3) 提案事項

提案第 60 号 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて

提案第 61 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

提案第 62 号 地域審議会の取扱いについて

提案第 63 号 特別職の職員の身分の取扱いについて

提案第 64 号 各種事務事業(情報関係事業)の取扱いについて

提案第 65 号 各種事務事業(社会福祉協議会)の取扱いについて

提案第 66 号 各種事務事業(行政区(自治会・行政連絡機構)関係)の取扱いについて

提案第 67 号 その他必要な事項の取扱い(その2)について

提案第 68 号 合併協定調印式について

5 その他

第 1 2 回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 12月22日(水) 午後1時30分より

会 場 三木市立教育センター 大研修室

6 閉 会

第11回協議会 会議資料

平成16年11月25日

****三木市・吉川町合併協議会****

資 料 目 次

番 号	題 名	ページ
報告事項		
報告第 17 号	住民説明会について（結果報告）	1
協議事項		
協議第 37 号	新市建設計画について（継続）	2
協議第 54 号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	21
協議第 55 号	事務機構及び組織の取扱いについて	29
協議第 56 号	使用料、手数料等の取扱い（その 2）	37
協議第 57 号	公共的団体等の取扱い	63
協議第 58 号	各種団体への補助金、交付金等の取扱い	67
協議第 59 号	各種事務事業（イベント関係）の取扱い	71
提案事項		
提案第 60 号	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	77
提案第 61 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	87
提案第 62 号	地域審議会の取扱いについて	94
提案第 63 号	特別職の職員の身分の取扱いについて	99
提案第 64 号	各種事務事業（情報関係事業）の取扱いについて	116
提案第 65 号	各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて	119
提案第 66 号	各種事務事業（行政区（自治会・行政連絡機構）関係）の取扱い	123
提案第 67 号	その他必要な事項の取扱い（その 2）について	127
提案第 68 号	合併協定調印式について	134

報告第17号

住民説明会について（結果報告）

住民説明会について、別紙のとおり報告する。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

住民説明会

1 出席者数について

(単位：人)

区分	日	開始時間	場所	出席者数		
				男	女	計
三木市	10月30日(土)	19:00	細川町公民館	49	4	53
	10月31日(日)	19:00	緑が丘町公民館	39	10	49
	11月4日(土)	19:30	志染町公民館	54	4	58
	11月8日(月)	19:30	口吉川町公民館	56	10	66
	11月12日(金)	19:00	中央公民館	29	1	30
	11月13日(土)	19:30	別所町公民館	36	14	50
	11月20日(土)	19:00	自由が丘公民館	35	22	57
	11月21日(日)	19:30	青山公民館	27	42	69
	小計			325	107	432
吉川町	11月13日(土)	19:00	中吉川小学校	9	6	15
	11月14日(日)	10:00	みなぎ台小学校	50	23	73
	11月21日(日)	19:00	東吉川小学校	13	3	16
	11月23日(火)	19:00	上吉川小学校	53	18	71
		小計			125	50
	計			450	157	607

2 主な質問・要望事項

三木市

- ◆ 合併の必要性、合併効果、また三木市と吉川町の財政状況について、特に財政上のメリットは何か。
- ◆ 財政計画において、10年後に黒字化しているが、この改善方法はなにか。
- ◆ 基金とはどういうものか。
- ◆ 議員の数、報酬はどうか。
- ◆ 職員の給料はどうか。また、職員の削減はどの程度するのか。
- ◆ 人件費を削減すると市民サービスの低下につながるか。
- ◆ 公共交通(三木鉄道・神戸電鉄・神姫バス・ゾーンバス等)を充実してほしい。
- ◆ 神戸電鉄の複線化は、できないか。
- ◆ ケーブルテレビの整備を進めるという説明であったが、補助制度の創設を検討してほしい。
- ◆ 地上デジタル放送への対策に支援はあるのか。
- ◆ 安心・安全なまちづくりの推進を図ってほしい。
- ◆ 今回の台風で大きな被害があった。新市では災害対策を進めてほしい。

- ◆ 災害時の対応として、地元でも消火栓の場所がわからない。消火栓の場所を掲示してほしい。
- ◆ 災害時に上下水道は、機能するのか。
- ◆ 公共料金(水道料金・廃棄物処理手数料等)が値上げされることはないか。
- ◆ 金物以外の産業育成や工業団地への企業誘致をして、税の増収はできないか。
- ◆ ごみ焼却施設の統合と埋立処分場の存続の内容について、地元にも説明してほしい。
- ◆ 埋立ごみの収集回数を増やしてほしい。
- ◆ 医療・福祉の充実を図ってほしい。
- ◆ 公園で車イスが使えないところがあり、対応できないか。
- ◆ 敬老会や敬老祝金はどうなるのか。
- ◆ 高齢者のバス・タクシー券の制度はどうなるのか。
- ◆ 中学校給食はどうなるのか。
- ◆ 次代を担う子どもの教育の充実を、特に心の教育を充実するべきではないか。
- ◆ ふるさと創生基金はどうなっているのか。
- ◆ 高齢化が進む中、今後の三木市の人口はどうなるのか。
- ◆ 口吉川町を狩猟禁止区域に設定してほしい。
- ◆ 吉川町の借地については、どのようになるか。

吉川町

- ◆ 支所の規模、機能についてはどの程度か。
- ◆ 合併後すぐに住民サービスが低下しないようにしてほしい。
- ◆ 合併特例債による具体的な事業はなにか。
- ◆ 議会議員の取扱いはどうなるのか。
- ◆ 合併以後の職員の削減等はどうなるのか。
- ◆ 合併にあたり、町職員のレベルアップが必要であるのではないか。
- ◆ 現在のバス路線など、公共交通を維持・充実してほしい。
- ◆ 三田方面への路線バスへの補助金が廃止されることはないか。
- ◆ 吉川インターの周辺道路整備について、早期にできないか。
- ◆ 加古川三田線において、バスの待避所を増やすことはできないか。
- ◆ 納付前納付報償金制度の存続は、できないか。
- ◆ 福祉年金の制度は、どのように変更になるのか。
- ◆ 防犯灯の維持管理・設置に係る地元負担はどの程度か。
- ◆ 吉川町の線引きはどうなるのか。
- ◆ 産業団地は、どうなるのか。
- ◆ 吉川町の良い制度(特に給食)を残すように協議してほしい。
- ◆ 統廃合された(旧)上吉川幼稚園施設は、今後どうなるのか。

協議第37号

新市建設計画について（継続）

新市建設計画「新市まちづくり計画」については、別添のとおりとする。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

新市建設計画（素案）《新市まちづくり計画》 修正箇所対照表

頁	修正前	修正後	修正理由等						
目次	<p>第5章 新市の施策 <u>第6章 兵庫県事業の推進（未稿）</u> <u>第7章 公共施設の適正配置と整備</u> <u>第8章 財政計画（未稿）</u></p>	<p>第5章 新市の施策 <u>第6章 公共施設の適正配置と整備</u> <u>第7章 財政計画</u></p>	<p>「第6章 兵庫県事業の推進」について、市と県の事業の一体性を図るため、「第5章 新市の施策」に併記し、第6章を削除、以下第7，8章繰上げ。</p>						
32 頁	未稿	<p><u>特に、三木市の中心部と吉川町の中心部を連絡する道路や各種公共施設の…</u></p>	<p>県との協議により、県事業を記載追加。</p>						
34 頁	未稿	<p><u>主な県事業</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 策</th> <th>主な県事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>安全・快適に移動できるまちをつくる</u></td> <td><u>○幹線道路の整備推進（県道加古川三田線・県道三木山崎線等）</u></td> </tr> <tr> <td><u>災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる</u></td> <td><u>○美囊川・金剛寺谷川・志染川等の河川改修</u></td> </tr> </tbody> </table>	施 策	主な県事業	<u>安全・快適に移動できるまちをつくる</u>	<u>○幹線道路の整備推進（県道加古川三田線・県道三木山崎線等）</u>	<u>災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる</u>	<u>○美囊川・金剛寺谷川・志染川等の河川改修</u>	<p>県との協議により、県事業を記載追加。</p>
施 策	主な県事業								
<u>安全・快適に移動できるまちをつくる</u>	<u>○幹線道路の整備推進（県道加古川三田線・県道三木山崎線等）</u>								
<u>災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる</u>	<u>○美囊川・金剛寺谷川・志染川等の河川改修</u>								
36 頁	未稿	<p><u>主な県事業</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 策</th> <th>主な県事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進める</u></td> <td><u>○ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進（県営農地等保全管理事業等）</u></td> </tr> <tr> <td><u>新たな産業を育成し雇用を確保する</u></td> <td><u>産業基盤整備等の推進</u></td> </tr> </tbody> </table>	施 策	主な県事業	<u>農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進める</u>	<u>○ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進（県営農地等保全管理事業等）</u>	<u>新たな産業を育成し雇用を確保する</u>	<u>産業基盤整備等の推進</u>	<p>県との協議により、県事業を記載追加。</p>
施 策	主な県事業								
<u>農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進める</u>	<u>○ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進（県営農地等保全管理事業等）</u>								
<u>新たな産業を育成し雇用を確保する</u>	<u>産業基盤整備等の推進</u>								
42 頁	<u>第7章 公的施設の適正配置と整備</u>	<u>第6章 公的施設の適正配置と整備</u>	<p>章の繰上げ。</p>						
未稿	未稿	<u>第7章 財政計画</u>	<p>平成 16 年 10 月 15 日 第 9 回合併協議会で記載追加済。</p>						

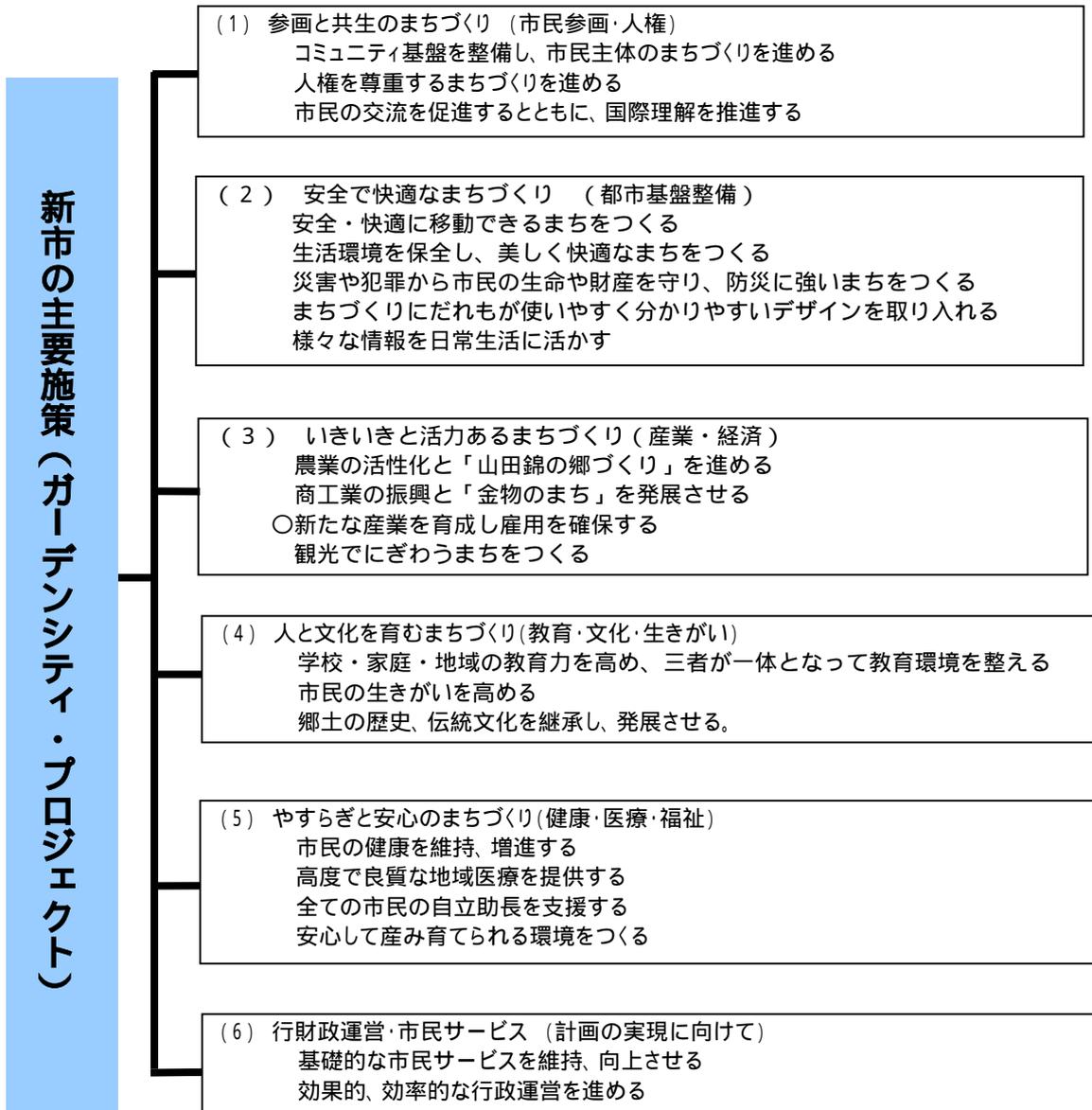
目 次

- 第 1 章 序論
- 第 2 章 新市の概要
- 第 3 章 住民アンケート調査結果
- 第 4 章 新市建設の基本方針
- 第 5 章 新市の施策
- 第 6 章 公共施設の適正配置と整備
- 第 7 章 財政計画

第5章 新市の施策

1. 新市の主要施策（ガーデンシティ・プロジェクト）体系

新市の将来都市像「やすらぎのふるさと」ガーデンシティみき」を実現するため、まちの基盤をつくる主要施策を展開します。新市の骨格をつくり、暮らしやすく、快適な生活を営むための基本的な事業です。



2. 新市の施策

(1) 参画と共生のまちづくり (市民参画・人権)

コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進める

新市では、市民参加を促し、行政と市民や団体・コミュニティ組織間の適切な役割分担による協働型社会の構築を推進していきます。そのために、情報公開・情報提供により市政への市民参加機会をより一層充実します。また、市民生活に身近な地域コミュニティを単位として各コミュニティの独自性や特色を活かしたまちづくりを進めるため、吉川町で取り組まれているC I (コミュニティ・アイデンティティ) 計画^(注)の考え方を全市的に広めるとともに、コミュニティの核としての各町の公民館を充実します。吉川地区における公民館についても地区公民館としての位置づけを明確にし、地域コミュニティの核としての機能が十分発揮できるよう整備します。

また、人間性豊かな心ふれあう地域社会を築くために、市民のコミュニティ意識の高揚を図るとともに、コミュニティリーダー、ボランティア活動、NPO 活動などの活性化のために、活動拠点の充実など積極的な支援策を推進します。

(注) C I (コミュニティ・アイデンティティ) 計画とは

地域のアイデンティティ(個性)を再確認し、それを内外に発信し、地域の振興・活性化を進めることを目的とした戦略的な計画のことです。合併後の新市では、各地域が有する資源を掘り起こし、ひとつの統一したデザインを企画し、市民一人一人の「まちを愛する心」を育み、まちづくりに積極的に参画するような計画やしきみづくりが求められます。

人権を尊重するまちづくりを進める

同和問題や女性、高齢者、障害者、外国人への差別、また、近年では児童虐待など、人権に関する問題は多様化していますが、これらの問題の解決に向け、あらゆる場を通して、効果的な人権教育・啓発を推進するとともに、人権尊重の感性と実践力を備えた人づくりを積極的に推進します。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、教育、子育て支援、就労などの各行政分野が連携しながら総合的に施策を展開します。

市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進する

市民としての共通意識の形成を目指して、交流拠点としてのスポーツ・レクリエーション施設の整備、全市的なイベント開催などを行い、地域や世代間の差異を理解し合える場や機会の提供をしていきます。

また、三木市では、アメリカのカリフォルニア州バイセリア市と姉妹都市提携、吉川町ではオーストラリアのコロワ市との友好提携を結ぶなど、国際交流を推進してきましたが、今後ともこれらの交流活動を継続し、市内に在住する外国人との友好を深めるとともに市民の国際感覚を醸成することを趣旨として、国際交流活動を活発化させます。

参画と共生のまちづくりにおける主な施策・事業

施 策	主 な 事 業
コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進める	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・公聴の制度充実、市民によるまちづくり提案の実施 ○地域の個性を活かしたまちづくりの推進 ○ボランティアを始めとする市民活動拠点の整備と充実
人権が尊重されるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づく人権尊重のまちづくりの推進 ○公民館など地域の活動拠点整備や人権教育・啓発の推進 ○男女共同参画プランに基づく、総合的な施策の展開
市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・レクリエーション等の交流拠点の整備 ○全市的なイベントの開催 ○国際交流協会支援・都市親善の活動を推進

(2) 安全で快適なまちづくり (都市基盤整備)

安全・快適に移動できるまちをつくる

合併により新たな交流軸を構築し、相互の交流を活発化していくことが必要ですが、高齢者や学生などの車を運転することのできない市民が、行動の自由を制限される「交通弱者」とならないよう、公共交通機関の充実を図ることがますます重要な課題となっています。

三木市内においては、神戸電鉄、三木鉄道、路線バス、ゾーンバス等が運行されており、吉川町内では、路線バスや中国自動車道の高速バス、町内のコミュニティバスが運行されています。新市では、各地域における公共交通の利便性を確保するとともに、今後は「交通弱者」対策や広域化する市域に対応していく必要があります。そのため、三木市内と吉川町を結ぶ路線バスの充実など、市民生活に必要不可欠な最低限の移動手段については、その確保を図りながら、路線の再構築も含めて、公共交通ネットワークの充実やコミュニティバスの運行を検討し、市民ニーズに対応した効率的な公共交通サービスの提供を行っていきます。

一方、広域化する交通に対しては、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の高速道路網へのアクセス道路を整備するとともに、三木市と吉川町の住民生活の一体化を推進し、円滑で快適な交通を確保していくため市内各道路の体系的な整備を進めます。

特に、三木市の中心部と吉川町の中心部を連絡する道路や各種公共施設の共同利用に資するための道路については、交通渋滞の解消や新市の均衡と一体性を図るため、県をはじめとする関係機関と十分に連携を取りながら順次計画的に整備を進めます。

生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくる

三木市の豊かな自然や美しい景観を後世に伝えていくために、無秩序な開発に対する規制の強化や景観ガイドラインの策定を行っていくほか、自然環境の保護に積極的に関わっていきます。また、身近な生活環境レベルから地球環境レベルに至るまで、環境保護への積極的な取り組みを行うほか、環境教育の推進など、市民が環境保護に対する意識を高め、自主的に行動できるまちづくりを進めます。

ごみによる環境負荷を減らすためには、減量・リサイクル活動の促進、ごみ出しに対する市民のマナー向上への啓発などを図るとともに、廃棄物処理に関しては、効率的な収集体制の確立や、一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理の推進、埋立て処分場の確保、違法な廃棄の防止策など、新市が一体として取り組みます。

快適なまちづくりを支える都市基盤として、水道施設の整備・維持・補修を推進し、市民に安全でおいしい水を安定的に供給していきます。生活排水処理については、市街地における公共下水道の整備、郊外においては特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽設置、し尿処理施設の整備などを推進し自然環境の保持と快適な生活の確保に努めます。

市民が憩える空間を充実するためには、三木市の三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センター等の基幹的な公園整備のほか、地域の身近な公園の整備・充実や、市民参加による緑化活動等を推進します。また、秩序ある快適な都市空間づくりのため、土地区画整理事業を推進するとともに、良好な住環境の整備を促進します。

災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる

地震や風水害の被害を未然に防ぐため、急傾斜地や低地・住宅密集地などにおける災害防止の事業を推進します。

また、新市全体での防災体制を強化し災害発生時の被害を最小限に抑えるため、防災計画の策定や消防防災拠点の整備、関連車両・機材等の充実、救急救命業務の高度化、公共施設の耐震補強などを進めるほか、住民自らが自助共助の活動を迅速に行えるよう、自主防災組織の育成や啓発を推進し、災害に強いコミュニティづくりに努めます。

一方、犯罪の多様化・低年齢化が進んできた今日、住民の安心・安全な生活を守るため、警察・学校などをはじめとする関係機関との連携を強化していくとともに、地域とも連携して危機管理体制を充実させていきます。

まちづくりにだれもが使いやすく分かりやすいデザインを取り入れる

健康な人だけでなく、子どもや高齢者、障害をもつ人など、市民のだれもが「使いやすい」「歩きやすい」まちであるために、施設のバリアフリー化を推進するなど快適な生活空間の創造に努めていきます。

一方、内外に対して新市の一体性を醸成・アピールするとともに、市内での移動や施設利用がだれにとってもわかりやすくスムーズにできるよう、新市としての統一的なデザインによるサインの整備を順次進めていきます。

様々な情報を日常生活に活かす

北播磨の中心都市として新市の魅力をさらに高めるとともに、広域化する新市において行政サービスやまちづくりをより一層充実していくためには、情報通信基盤を拡充するとともに、その基盤を活かしながら、様々な情報が活発に行き交う、また、市民が情報を利活用できるしくみをつくり上げていくことが求められます。

三木市では、市街地においては既に民間事業者によるケーブルテレビの供用が開始されていますが、今後は新市全域の整備促進に向け支援していくとともに、公共施設、学校などの地域イントラネット網の拡充を行います。また、地域イントラネットを活用した情報通信システムなどにより、各種行政サービスの利便性を高めます。また、エフエム三木の受信可能な範囲を新市全域とするための基盤整備についても推進していきます。

一方、情報活用能力の格差を減らすために、市民のパソコンの活用能力を高める取組みを充実します。

安全で快適なまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
安全・快適に移動できるまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路の整備推進 ○生活道路の整備・充実 ○生活バス路線の維持やコミュニティバス路線の充実
生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○無秩序な開発への規制と自然環境の保全 ○景観ガイドラインの策定 ○ごみ減量・リサイクル活動の促進 ○廃棄物の埋立て処分場の確保 ○合併浄化槽の設置促進 ○上水道の安全性確保と水道施設の整備 ○公共下水道整備や農業集落排水の接続率の向上 ○し尿、汚泥の適正処理の推進 ○三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センター等の基幹的な公園や身近な公園の整備 ○各土地区画整理事業の推進 ○住環境の整備
災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地、危険箇所地等の調査啓発の推進 ○防災計画の策定 ○防災情報通信システム、防災無線等の整備 ○消防庁舎、総合防災拠点の整備 ○(仮称)県震災記念公園の活用 ○消防関連の車両・機材・消防水利機能等の維持・向上 ○救急救命業務の高度化 ○防犯・防災意識の高揚と自主防災組織の育成 ○関係機関の連携強化による危機管理体制の充実
まちづくりにだれもが使いやすいく分かりやすいデザインを取り入れる	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設のバリアフリー化を推進 ○統一デザインによるサイン整備
様々な情報を日常生活に活かす	<ul style="list-style-type: none"> ○地域イントラネットなど、情報通信基盤の整備・拡充 ○市民が利用できる情報通信システムの充実 ○情報活用能力の向上のための事業の推進

主な県事業

<u>施策</u>	<u>主な県事業</u>
<u>安全・快適に移動できるまちをつくる</u>	<u>○幹線道路の整備推進（県道加古川三田線・県道三木山崎線等）</u>
<u>災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる</u>	<u>○美嚢川・金剛寺谷川・志染川等の河川改修</u>

(3) いきいきと活力あるまちづくり (産業・経済)

農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進める

三木市・吉川町は質、量ともに全国一を誇る酒米(山田錦)の生産地であり、花き、ぶどう、いちごなどの主要生産地でもあります。また、酒米は全国へ出荷され全国ブランド商品となっており、他の農産物についても同一地域内に生産地と消費地が隣接しているとともに、神戸・大阪などの消費地に隣接しているなど、地理的な優位性をもった地域です。

こうした農業資源を新市のより一層魅力的な地域資源としてブランド化し、全国に発信していくため、後継者の育成や生産性を高めるための農業基盤整備などを推進するとともに、豊かな農業資源を活かしながら、「山田錦まつり」をはじめとするイベントの開催や、「山田錦の館」「道の駅みき」「三木みらい館」を中心とした地域の特産品の加工・販売、都市と農村の交流を図る体験型農業、農業を教材とした環境教育の導入など、他の関連分野と連携した施策を展開し、農業を積極的にまちづくりに活かす施策を展開していきます。

商工業の振興と「金物のまち」を発展させる

三木市の地場産業である金物産業は生産・流通・販売の全ての面からみても、全国に「金物のまち」として発信できる地域資源といえます。とりわけ大工道具に代表されるように、三木の金物はそれぞれの分野において匠としての技術が全国的にも評価されていることから、これらの技術を全国に発信する仕組みづくりが必要となっています。そのため、金物まつりや新殖産の振興を推進するとともに、後世に金物のまち三木市を伝えていくために、伝統的な技術や文化の継承に努めます。

また、その他の商工業についても、地場産業の維持・活性化の観点から、関連団体と連携しながら支援策を展開していきます。

さらに、市内の商店街の活性化支援や官民の協働による新たな物流システムの構築支援など産業全体の推進に努めます。

新たな産業を育成し雇用を確保する

充実した高速交通網や大都市への近接性など、恵まれた立地環境を活かしながら、ひょうご情報公園都市をはじめとする市内への企業や研究機関等の誘致を促進するとともに、既存の地域産業や大学等とも連携しながら新たな産業の立地・育成を進め、地域経済の活性化や雇用の確保を図ります。

観光でにぎわうまちをつくる

本地域には、グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、山田錦の館、吉川温泉よかたんなどの家族で楽しむ施設や、ぶどう、いちごなどの観光農作物、また、豊かな自然や日本屈指の集積を誇るゴルフ場などといった地域の特性を活かした観光・集客資源に恵まれています。こうした地域資源を連携・ネットワーク化させながら、自然と

文化が楽しめる「大都市近郊の農業体験等の拠点」として、新市のPRを推進します。また、広域的な波及が見込めるイベント開催等により、年間を通じた観光魅力の増幅に努めます。

さらに、案内看板や統一的なサイン表示の充実、各種媒体を通じた情報提供の拡充など、快適に観光してもらうための心のこもった環境整備を推進します。

いきいきと活力あるまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
農業の活性化と「山田錦(注)の郷づくり」を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特産物の生産力増強や、ブランド力の向上 ○「山田錦」の郷づくりや、「山田錦の館」を中心とした、都市と農村の交流の促進 ○「山田錦まつり」の運営 ○体験型農業の推進 ○ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進 ○基幹農家の育成や、新規就農支援を通じた新たな担い手の育成 ○地産地消の推進
商工業の振興と「金物のまち」を発展させる	<ul style="list-style-type: none"> ○金物の製品デザインなどの開発力の向上や販路拡大、協同事業の活性化等 ○金物まつり、新殖産の振興 ○伝統的な技術や文化の継承 ○中小企業、商店街の活性化
新たな産業を育成し雇用を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ○企業、研究機関等の事業所誘致の推進 ○関係機関と連携した新たな産業の育成
観光でにぎわうまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○各観光・集客施設間のネットワーク化推進 ○グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、山田錦の館、吉川温泉よかたん等の集客拠点の活用・充実 ○ゴルフ場の有効活用策の検討 ○イベント開催の充実 ○農業体験・自然体験等の推進

(注)山田錦:大正12年に兵庫県立農事試験場において品種改良された酒米で、特に播磨地方で多く栽培されています。

主な県事業

<u>施策</u>	<u>主な県事業</u>
<u>農業の活性化と「山田錦^(注)の郷づくり」を進める</u>	<u>○ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進(県営農地等保全管理事業等)</u>
<u>新たな産業を育成し雇用を確保する</u>	<u>○産業基盤整備等の推進</u>

(4) 人と文化を育むまちづくり(教育・文化・生きがい)

学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整える

少子高齢化社会の到来とともに、核家族化が加速している現代社会においては、家庭での子育て環境も大きく変化してきています。

このような社会状況のもと、新市においては、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育むことができる地域社会の構築のため、関係する機関・団体等の連携やネットワーク化を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの個性や意欲を大切にしながら、「生きる力」や「心の教育」を取り入れていくとともに、情報化や国際化等の時代ニーズにも対応した学校教育内容の充実を図ります。

また、生徒・児童への相談・カウンセリング機能の充実や、教職員の資質向上・人材育成の取組みを推進します。

また、老朽化した学校園舎の改修などの基本的な教育環境の整備を進めます。さらに、少子化が進展し、児童・生徒数が減少傾向にあるなかで、新市として一体的な教育行政の体制を構築し、効果的な教育行政を推進するため、必要に応じて学校区の再編等の検討を進めていきます。

市民の生きがいを高める

いわゆる団塊世代サラリーマンの退職によって、大都市への通勤者が居住地周辺地域に生活の場を回帰させるなど、市民が地域社会との係わりを深めていく機会が、今後はより一層増加することが予想されます。一人ひとりの市民が、地域に密着して生きがいのある生活を送りながら、今まで人生の中で培ってきた様々な知識や経験を活かし、まちづくりやひとづくりに貢献していくことのできる社会づくりが求められています。

心豊かに生きがいを持って生活ができるよう、市民ニーズに応じた公民館、図書館、活動センターなどの生涯学習拠点を充実させるとともに、吉川町域の住民活動拠点の整備、さらには生涯学習推進体制の新たな構築と生涯学習プログラムを充実していきます。

スポーツやレクリエーションについては、三木山総合公園や吉川町総合中央活動センター等の拠点施設の整備・充実を図るほか、市民ニーズに対応した生涯スポーツ拠点の整備に努めます。

また、青少年の健全育成をのため、ニュースポーツや武道などを推進するとともに、地域スポーツクラブの充実、各種スポーツイベントの開催、また、豊かな自然環境や全国有数の集積を誇るゴルフ場等との官民協働による施策など、地域資源を活かした施策に取り組みます。

郷土の歴史、伝統文化を継承発展させる。

三木市では伽耶院本堂や木造毘沙門天立像など、吉川町では稲荷神社、天津神社本殿、

東光寺本堂、歓喜院聖天堂などが国の指定重要文化財となっているなど、本地域では豊かな歴史資源や伝統文化を有しています。

新市においては、地域の歴史的な遺産の保全・活用や、吉川町域をはじめとする各地域・地区の伝統行事・文化の保全を進めるなど、郷土の歴史・文化の継承に取り組むとともに、市民が歴史に触れ、学ぶための文化財等の保存・展示拠点の整備を推進します。

人と文化を育むまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整える	<ul style="list-style-type: none"> ○学校、家庭、地域が連携した社会の構築 ○教育相談の充実 ○学校園舎、給食施設等の維持管理・整備 ○情報教育や国際理解教育の推進 ○必要に応じた学校区の再編等の検討
市民の生きがいを高める	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習推進体制の構築とプログラムの充実 ○図書館整備や図書物流システム導入など市内での図書館ネットワークの充実 ○生涯学習拠点としての公民館機能の充実 ○三木山総合公園、吉川町総合中央活動センターなどの公園整備・充実 ○生涯スポーツ拠点の整備 ○国体を円滑に開催、運営するため、関連施設の整備・充実 ○ゴルフ場等との協働による市民のレクリエーション機会の充実 ○地域スポーツクラブや各種イベントの開催
郷土の歴史、伝統文化を継承発展させる。	<ul style="list-style-type: none"> ○指定文化財をはじめ、埋蔵文化財の発掘・調査など、地域の歴史的な遺産の保全・活用 ○各地域・地区の伝統行事・文化の保全 ○文化財等の保存・展示拠点の整備

(5) やすらぎと安心のまちづくり(健康・医療・福祉)

市民の健康を維持、増進する

高齢化が急速に進展している中で、市民一人ひとりがいつまでも健康でいきいきとした生活を送れるように環境を整えていくことは、まちづくりの基本となるものです。

三木市の総合保健福祉センターや吉川町の健康福祉センターを中心に、保健サービスを総合的に提供する体制を充実しながら、市民の疾病を予防し、健康寿命の延伸を支援するため、意識啓発や各種健診、教室の実施、福祉医療の充実などを推進します。

高度で良質な地域医療を提供する

地域の様々な医療機関、関係機関が連携しながら、安心のネットワークを構築していく必要があります。地域医療の中核を担う市民病院においては、より一層、経営の健全化に努めるとともに、医療サービスの向上及び施設整備の充実を進めていきます。また、休日・夜間等の緊急医療体制を充実します。

全ての市民の自立助長を支援する

全ての市民が自立した生活を送れるよう、地域での助け合いを促進するとともに、活動の拠点施設を充実するなど、地域福祉のコミュニティづくりを促進します。

高齢者福祉については、介護予防施策の充実や、在宅支援体制の構築、施設サービスの充実などサービス提供体制の確立を進めるとともに、介護家族の負担を軽減する施策を充実します。また、要支援・要介護者の生活を支援する介護保険制度の健全な運営を図ります。

障害者(児)福祉については、障害者の経済的負担の軽減、障害者スポーツ大会など障害者の様々な交流の機会を充実するとともに、身体障害者、知的障害者、精神障害者の各対象者のニーズに応じた各種の在宅支援サービスおよび施設サービスを充実し、社会参加の促進を図るための各種施策を充実します。

また、生活保護制度の充実をはじめ、災害被災者等への支援など、様々な立場の人々への自立支援策を推進します。

安心して産み育てられる環境をつくる

少子化が進行するなかで、安心して産み育てられる環境づくりを進めるために、女性の社会進出促進等の視点も含めた総合的・計画的な子育て支援施策が求められています。

そのため、子供を健全に育てる環境を整えるための子育て相談や子育てサークルの開催、各種助成制度の充実をはかるとともに、市民ニーズに応じた保育所サービスの充実、小学校での放課後の保育のほか、今後の新たな子育て環境づくりのため、幼保一元化に向けた検討を進めます。

やすらぎと安心のまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
市民の健康を維持、増進する	<ul style="list-style-type: none"> ○保健サービスを総合的に提供する体制の構築 ○健康へ意識啓発、各種健診や相談体制・教室等の充実 ○福祉医療の充実
高度で良質な地域医療を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の医療機関、関連機関が連携した安心のネットワークづくり ○市民病院の効率的経営、医療サービスの質的向上、施設整備の充実 ○休日・夜間等救急体制の充実
全ての市民の自立助長を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉コミュニティづくりの推進 ○高齢者の生活支援サービス・在宅支援サービスの充実 ○障害者の生活支援サービスの充実 ○生活保護者の自立支援の充実 ○母子家庭や災害被災者など、様々な立場の人々への自立支援策の推進
安心して産み育てられる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに係る相談、教室等の充実 ○児童手当等の経済的支援の充実 ○ニーズに応じた保育サービスの充実 ○幼保一元化に向けた検討

(6) 行財政運営・市民サービス (計画の実現に向けて)

基礎的な市民サービスを維持、向上させる

市民の各種情報を適正に管理し、個人情報保護を徹底するとともに、基礎的な市民サービスの維持・向上のため、吉川支所の設置などをはじめ、電子申請システムの構築や公共施設案内・予約システムを始めとする各種市民アプリケーションの充実など、情報通信基盤を活用し、利便性の向上を図ります。

また、合併により新たな利用者増が見込まれる斎場等の施設については合併後速やかに整備を進めていくことといたします。

効果的、効率的で市民志向の行政運営を進める

新市としての政策を戦略的に推進するため、まちづくりの長期ビジョンや土地利用計画を明確化するとともに、施策の重点化や、施策を推進するための効率的・効果的な組織体制の整備、人材の育成に努めます。

また、施策の達成度を評価する行政評価システムの充実や意思決定の明確化など、行財政運営における透明性を確保するとともに、健全な財政運営を行うため、適正な予算運用の実施や、市税をはじめとする収入の確保、資産の有効活用等、さらには行財政改革の一層の推進を図るとともに、情報通信技術等も活用しながら業務の効率化・高度化に取り組みます。

行財政運営・市民サービスにおける主な施策・事業

施策	主な事業
基礎的な市民サービスを維持、向上させる	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護の徹底 ○吉川支所設置と窓口サービスの充実 ○電子申請システムの構築や公共施設案内・予約システム等の充実 ○行政相談、法律相談等の充実 ○斎場の建設整備
効果的、効率的で市民志向の行政運営を進める	<ul style="list-style-type: none"> ○行財政改革の推進 ○長期ビジョンや土地利用計画の策定・明確化 ○効率的・効果的な組織体制を整備 ○行政評価システム、目標管理制度の構築 ○人材の育成 ○適正な予算運用の実施や、市税をはじめとする収入の確保、資産の有効活用等 ○情報化による業務の効率化・高度化など業務改善の推進

第6章 公的施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備と適正配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮しつつ、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら計画的に進めていくことを基本とします。

協議第 5 4 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会議員の定数は 3 人とする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 議会事務局部会	
協議項目	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整内容	議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会議員の定数は3人とする。		
		現 況	調整の具体的内容
		三 木 市	吉 川 町
1 三木市議会		1 吉川町議会	議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会議員の定数は3人とする。
(1) 議員定数		(1) 議員定数	
法定数	30人	法定数	18人
条例定数	23人	条例定数	14人
現員数	23人	現員数	14人
(2) 議員の任期		(2) 議員の任期	
平成15年5月1日から		平成15年10月21日から	
平成19年4月30日まで		平成19年10月20日まで	

議会議員の任期及び定数の取扱いについて

・編入合併の場合、編入する市町村の議会の議員はそのまま存在し、編入される市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことになるのが原則です。
編入合併の場合も、定数特例又は在任特例のいずれかを適用することができます。

また、在任特例を適用した場合、合併後最初の一般選挙については、定数特例を適用することができます。

(1)定数特例（合併特例法第6条第2項、第3項、第5項、第6項）

編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、編入される合併市町村ごとに選挙区を設け（第3項）、その選挙区ごとに次の算式で得られた定数（増加定数）を、編入する市町村の議員定数（旧定数）に加えた数をもって、合併市町村の議会の議員の定数とすることができます。（第2項）

この場合、合併時に編入された選挙区について増員選挙が行われることとなります。

増加定数＝編入する市町村の旧定数×（編入される市町村旧人口÷編入する市町村の旧人口）

増加定数に端数があるときは四捨五入し、増加定数が0.5未満となる場合にはこれを1とします。

三木市・吉川町の場合：増加定数 3人(23人×(9,435人÷76,682人) 2.82人)

また、この定数特例は、合併時の増員選挙のときだけでなく、合併後最初の一般選挙においても用いることができます。（第5項）その際には、合併時の増員選挙の場合と同様に、編入された市町村の区域ごとに選挙区が設定されることとなります。（第6項）

(2)在任特例（合併特例法第7条第1項、第3項）

編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができます。

合併時にこの特例を適用した場合、さらに合併後最初の一般選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて、選挙区ごとに定数特例による定数で選挙を行うことができます。

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条（省略）

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上2人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。

- 3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。）の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項（市町村の議会の議員の選挙区）」とあるのは、「第15条第6項（市町村の議会の議員の選挙区）若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項（編入合併の際の議会の議員の選挙区）」とする。
- 8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。
- 3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。
- 4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

編入合併

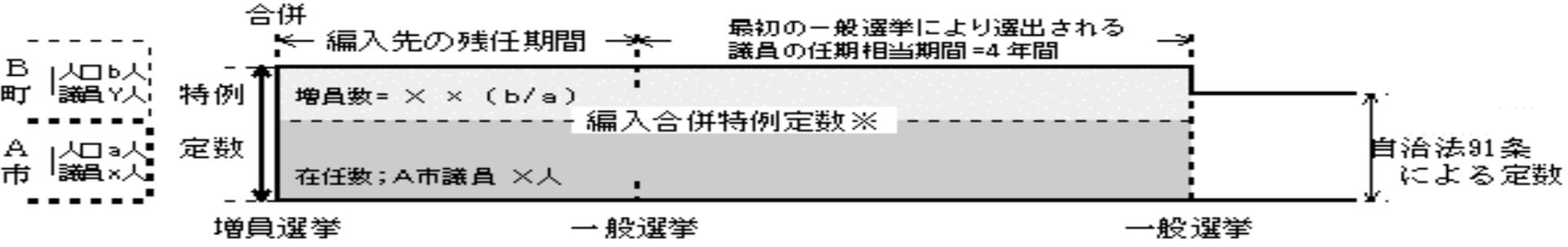
1 [定数特例(法6条2項)] 増員選挙において、編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができる。



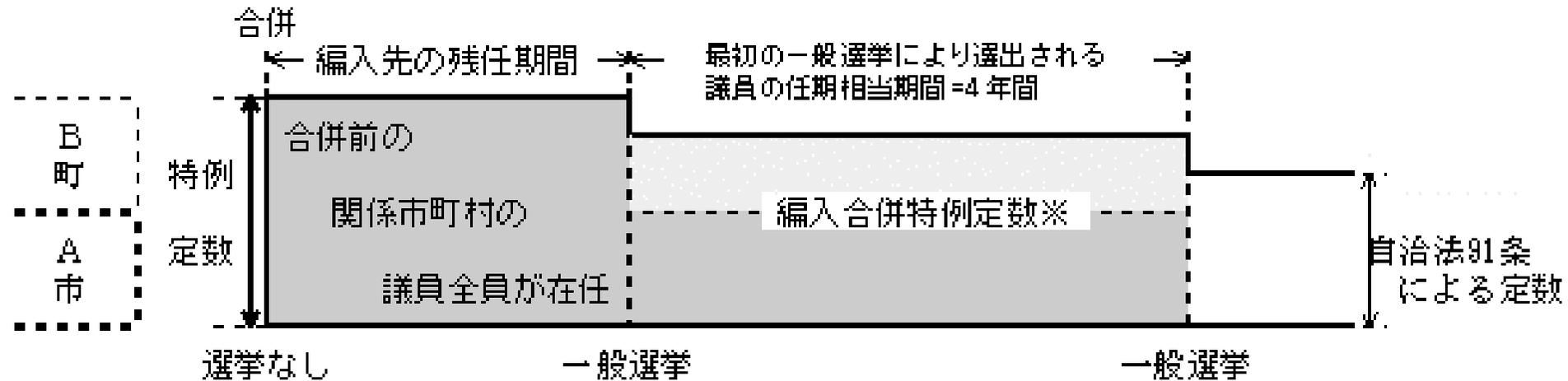
2 [在任特例(法7条1項)] 編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができる。



3 [定数特例(法6条2項)と定数特例(法6条5項)] 編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができ、編入先の市町村の2回目の選挙まで定数増を行うことができる。



4 [在任特例(法7条1項)と定数特例(法7条3項)] 編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができ、さらに最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、定数増を行うことができる。



※ 編入合併特例定数の増員数（端数は四捨五入、1未満は1とする。）

$$\boxed{\text{増員数}} = \boxed{\text{編入する市町村の旧定数}} \times \left(\boxed{\text{編入される市町村の人口}} \div \boxed{\text{編入する市町村の人口}} \right)$$

《自治法91条2項に規定する上限数（議員の定数は条例で定める）》

【市】	(人口)	(議員数)	【町村】	(人口)	(議員数)
	5万未満	26人		2千未満	12人
	5万以上10万未満	30人		2千以上 5千未満	14人
	10万以上20万未満	34人		5千以上10千未満	18人
	20万以上30万未満	38人		10千以上20千未満	22人
	30万以上50万未満	46人		20千以上	26人
	50万以上90万未満	56人			
	90万以上	56人 + 40万ごとに8人増(最大96人)			

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
福山市	福山市、内海町	平成15年2月3日	内海町の議会の議員の任期及び定数については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条の議会の議員の定数に関する特例を適用し、福山市議会議員の定数を増加し、内海町の区域を区域とする選挙区を設け増員選挙を行うものとする。
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	佐伯町及び吉和村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続き廿日市市の議会の議員として在任するものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1．別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任するものとする。 2．両市村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。
呉市	呉市・下蒲刈町	平成15年4月1日	議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	関宿町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、野田市の議会の議員の残任期間、引き続き野田市の議会の議員として在任する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	(1) 新市の議会の議員の定数については、20人とする。 (2) 議会の議員の任期については、合併特例法第7条の在任特例は適用せず、合併の日から50日以内に設置選挙を実施する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 議会議員の定数については、市町村の合併の特例に関する法律第6条に規定する定数特例は適用せず、地方自治法第91条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき、18名とする。 2 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条に規定する在任特例を適用せず、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、合併後50日以内に設置選挙を行う。 3 選挙区については、1選挙区とする。

協議第55号

事務機構及び組織の取扱いについて

事務機構及び組織の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 事務機構及び組織については、市民サービスを維持向上させつつ、合併による行財政効果を生み出すことができるよう調整する。
- 2 吉川支所の機能、組織機構については、住民アンケート結果、各事務事業調整結果を踏まえ、身近な窓口サービスの維持を基本として調整する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画部会

協議項目	事務機構及び組織の取扱い	関係項目	専門部会名 企画部会																																				
調整内容																																							
現		況																																					
三木市		吉川町																																					
<table border="1"> <tr><td colspan="2">教育委員会部局</td></tr> <tr><td colspan="2">課名等</td></tr> <tr><td colspan="2">総務課、学校教育課、社会教育課、体育青少年課、人権教育推進室、中央公民館、別所町公民館、志染町公民館、細川町公民館、口吉川町公民館、緑が丘町公民館、自由が丘公民館、青山公民館、コミュニティスポーツセンター、美術館、図書館、勤労青少年センター、市民運動場、幼稚園(13)、小学校(13)、中学校(7)、養護学校(1)、教育センター、青少年センター</td></tr> <tr><td>議会</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>選挙管理委員会</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>監査委員会</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>公平委員会</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>農業委員会</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>固定資産評価審査委員会</td><td>事務局</td></tr> </table>	教育委員会部局		課名等		総務課、学校教育課、社会教育課、体育青少年課、人権教育推進室、中央公民館、別所町公民館、志染町公民館、細川町公民館、口吉川町公民館、緑が丘町公民館、自由が丘公民館、青山公民館、コミュニティスポーツセンター、美術館、図書館、勤労青少年センター、市民運動場、幼稚園(13)、小学校(13)、中学校(7)、養護学校(1)、教育センター、青少年センター		議会	事務局	選挙管理委員会	事務局	監査委員会	事務局	公平委員会	事務局	農業委員会	事務局	固定資産評価審査委員会	事務局	<table border="1"> <tr><td colspan="2">教育委員会部局</td></tr> <tr><td colspan="2">課名等</td></tr> <tr><td colspan="2">教育総務課(学校給食共同調理場)、学校教育課、生涯学習課(中央公民館)、幼稚園(2)、小学校(4)、中学校(1)</td></tr> <tr><td>議会</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>選挙管理委員会</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>監査委員会</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>公平委員会</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>農業委員会</td><td>事務局</td></tr> <tr><td>固定資産評価審査委員会</td><td>事務局</td></tr> </table>	教育委員会部局		課名等		教育総務課(学校給食共同調理場)、学校教育課、生涯学習課(中央公民館)、幼稚園(2)、小学校(4)、中学校(1)		議会	事務局	選挙管理委員会	事務局	監査委員会	事務局	公平委員会	事務局	農業委員会	事務局	固定資産評価審査委員会	事務局	調整の具体的内容	
教育委員会部局																																							
課名等																																							
総務課、学校教育課、社会教育課、体育青少年課、人権教育推進室、中央公民館、別所町公民館、志染町公民館、細川町公民館、口吉川町公民館、緑が丘町公民館、自由が丘公民館、青山公民館、コミュニティスポーツセンター、美術館、図書館、勤労青少年センター、市民運動場、幼稚園(13)、小学校(13)、中学校(7)、養護学校(1)、教育センター、青少年センター																																							
議会	事務局																																						
選挙管理委員会	事務局																																						
監査委員会	事務局																																						
公平委員会	事務局																																						
農業委員会	事務局																																						
固定資産評価審査委員会	事務局																																						
教育委員会部局																																							
課名等																																							
教育総務課(学校給食共同調理場)、学校教育課、生涯学習課(中央公民館)、幼稚園(2)、小学校(4)、中学校(1)																																							
議会	事務局																																						
選挙管理委員会	事務局																																						
監査委員会	事務局																																						
公平委員会	事務局																																						
農業委員会	事務局																																						
固定資産評価審査委員会	事務局																																						

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 合併後の組織機構は、次の方針により整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住民サービスの低下を招かない組織機構 イ 地域の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構 ウ 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構 エ 簡素で効率的な組織機構 オ 指揮命令系統が明確な組織機構 カ 新たな行政需要（課題）に対応できる組織機構 キ 地方分権へ柔軟に対応できる組織機構 ク 合併建設計画を円滑に遂行できる組織機構 <p>(2) 現在の佐伯町役場及び吉和村役場は、支所とする。その組織は、合併後の事務を円滑に執行するため、現行の組織を基本とし、管理部門等の統合など、段階的な再編、見直しを行う。</p> <p>(3) 本庁で一括処理することが適している事務は、本庁で処理することとし、必要な体制の整備を図る。</p> <p>(4) 行政委員会及び附属機関は、廿日市市に統合する。ただし、佐伯町及び吉和村の独自の附属機関については、実態を考慮し、必要に応じて整備を行う。</p> <p>(5) 行政委員会及び附属機関の委員構成については、佐伯町及び吉和村の実情に応じた調整を行う。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>1. 現在の別子山村役場は、当面支所として存続させるものとする。</p> <p>2. 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。</p> <p>3. 別子山村に置かれている付属機関等は、原則として新浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。</p>

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	市町長部局職員配置数、行政委員会職員配置数は、野田市の現在の組織・機構を基本とし、所要の職員の配置（人員の拡充等）を行う。職員一人あたり市民数において、人口規模が同水準である流山市並みの効率化を図る（約180人の減）。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊浦町役場は、地方自治法上の支所とする。 ・支所の組織については、住民生活に急激な変化を来たすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 ・豊浦町に置かれている附属機関及び委員会等は原則として廃止するが、必要により適切な措置を講ずる。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<p>新市の事務組織及び機構は、現在の 3 町の庁舎を有効活用し、住民サービスが低下しないように十分配慮した上で、「新市における組織及び機構の整備方針」により整備するものとする。</p> <p>新市における組織及び機構の整備方針 次の 5 項目を基本的な整備方針とし、新市の組織・機構を構築する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民にとってわかりやすく、利用しやすい組織及び機構 <ul style="list-style-type: none"> ・各庁舎における総合窓口の設置 ・権限委譲や新しい横断型組織によるワンストップサービスの確立 2 責任の所在が明確な組織及び機構 <ul style="list-style-type: none"> ・分庁方式に対応した体制の確立 ・部署間(各庁舎間)の連絡・連携の強化 3 新たな行政課題に速やかに対応できる組織及び機構 <ul style="list-style-type: none"> ・民間的(企業)経営手法による行政運営と情報・広報体制の確立 ・福祉事務所の開設 4 新都市建設計画を円滑に遂行できる組織及び機構 <ul style="list-style-type: none"> ・計画推進担当部署間の連携 ・執行管理担当部署の設置 5 地方分権に柔軟に対応できる組織及び機構 <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革など地方自治の確立を推進するための部署 ・職員個々の能力向上を図る研修体制の確立
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新市の事務組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織機構を構築する。 (2) 支所(黒田庄地域総合事務所)については、合併前の黒田庄町の区域を所管区域として、日常必要な住民サービス業務と地域振興の拠点としての業務を任務として整備する。

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日 (合併予定)	<p>新市における組織・機構の整備方針 新市の組織及び機構は、本庁及び支所(支所の名称は「黒田庄地域総合事務所」と称する。)の事務の円滑で効率の良い執行のため、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1) 総括方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 新市移行後において住民サービスの低下をきたさない組織・機構 イ 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構 ウ 新市まちづくり計画を円滑に遂行できる組織・機構 エ 簡素で効率的な組織・機構 オ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構 カ 新たな行政課題に速やかに対応できる組織・機構 キ 緊急時に即応できる組織・機構 <p>(2) 個別整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 新市の組織は本庁と黒田庄地域総合事務所とし、合併時においては両市町の現有庁舎を有効活用する。 イ 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整・管理事務に係る事務を所掌する。 ウ 本庁は、部課制を採用する。 エ 黒田庄地域総合事務所は、合併前の黒田庄町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案する現地解決型の事務所とする。 オ 黒田庄地域総合事務所は、課制を採用する。 カ 黒田庄地域総合事務所の業務等 所管する地域振興施策の企画立案及び調整、住民サービスにかかわる直接的事務の執行、住民の地域活動の支援、市の施策及び事業に関する調整及び推進 キ 黒田庄地域総合事務所の所管事務(骨格案であり今後変更もあり得る。) 地域振興、公金の収納、社会福祉、介護保険、戸籍、住民基本台帳その他の窓口、国保、老人医療及び福祉医療、保健衛生、道路、橋りょう及び河川、その他の土木、農林業、農林土木、商工業、労働及び観光、下水道、農業集落排水、上水道

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<p>1 新町の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。</p> <p>2 新町の事務組織及び機構は、「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。</p> <p>新町における事務組織・機構の整備方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 2 住民の声を適正に反映できる組織・機構 3 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構 4 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構 5 簡素で効率的な組織・機構

協議第56号

使用料、手数料等の取扱い(その2)について

使用料、手数料等の取扱い(その2)については、次のとおりとする。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 各種施設の使用料については、次のとおりとする。
 - (1) 同一又は類似する施設の使用料については、合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。
 - (2) 両市町特有の施設については、現行のとおりとする。
- 2 狂犬病、鳥獣の保護及び狩猟、税等に関する手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 各部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	
調整内容	1 各種施設の使用料については、次のとおりとする。 (1) 同一又は類似する施設の使用料については、合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。 (2) 両市町特有の施設については、現行のとおりとする。		

現		況				調整の具体的内容																																																																																
三木市		吉川町																																																																																				
1 各種施設使用料 (1) 教育関係施設 ア 市立小学校、中学校及び養護学校使用料		1 各種施設使用料 (1) 教育関係施設 ア 町立小学校及び中学校使用料				合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。 合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の名称・区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">体育館</td> <td>400㎡未満</td> <td>1時間につき</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>400㎡以上500㎡未満</td> <td>〃</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>500㎡以上</td> <td>〃</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">調理室</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の教室</td> <td>〃</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">運動場</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">テニスコート(1面)</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称・区分		使用料			体育館	400㎡未満	1時間につき	1,200円	400㎡以上500㎡未満	〃	1,300円	500㎡以上	〃	1,500円	調理室		〃	500円	その他の教室		〃	300円	運動場		〃	500円	テニスコート(1面)		〃	500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th>午前8時30分</th> <th>正午から午後5</th> <th>午後5時から午</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>から正午まで</th> <th>時まで</th> <th>後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td colspan="2"></td> <td>700円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分		午前8時30分	正午から午後5	午後5時から午			から正午まで	時まで	後10時まで	体育館			700円	700円	700円																																	
施設の名称・区分		使用料																																																																																				
体育館	400㎡未満	1時間につき	1,200円																																																																																			
	400㎡以上500㎡未満	〃	1,300円																																																																																			
	500㎡以上	〃	1,500円																																																																																			
調理室		〃	500円																																																																																			
その他の教室		〃	300円																																																																																			
運動場		〃	500円																																																																																			
テニスコート(1面)		〃	500円																																																																																			
種別	区分		午前8時30分	正午から午後5	午後5時から午																																																																																	
			から正午まで	時まで	後10時まで																																																																																	
体育館			700円	700円	700円																																																																																	
イ 市立公民館使用料		イ 町立中央公民館使用料																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設の名称・区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">30㎡未満の室</td> <td>1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">30㎡以上50㎡未満の室</td> <td>〃</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50㎡以上100㎡未満の室</td> <td>〃</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100㎡以上の室</td> <td>〃</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大会議室</td> <td>400㎡未満</td> <td>〃</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>400㎡以上500㎡未満</td> <td>〃</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>500㎡以上</td> <td>〃</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">料理実習室</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トレーニングルーム</td> <td>1人1か月につき</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称・区分		使用料		30㎡未満の室		1時間につき	100円	30㎡以上50㎡未満の室		〃	150円	50㎡以上100㎡未満の室		〃	200円	100㎡以上の室		〃	400円	大会議室	400㎡未満	〃	1,200円	400㎡以上500㎡未満	〃	1,300円	500㎡以上	〃	1,500円	料理実習室		〃	500円	トレーニングルーム		1人1か月につき	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">使用料</th> <th>午前8時30分</th> <th>正午から午後</th> <th>午後5時から</th> </tr> <tr> <th>から正午まで</th> <th>5時まで</th> <th>午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1階</td> <td>調理実習室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>研修室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>第一和室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3階</td> <td>大集会室</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>第二和室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>				室名	使用料	午前8時30分	正午から午後	午後5時から	から正午まで	5時まで	午後10時まで	1階	調理実習室	1,500円	1,500円	1,500円	視聴覚室	1,500円	1,500円	1,500円	談話室	1,500円	1,500円	1,500円	2階	研修室	1,500円	1,500円	1,500円	第一和室	1,500円	1,500円	1,500円	3階	大集会室	6,000円	6,000円	6,000円	第二和室	1,500円	1,500円	1,500円	茶室	1,500円	1,500円	1,500円
施設の名称・区分		使用料																																																																																				
30㎡未満の室		1時間につき	100円																																																																																			
30㎡以上50㎡未満の室		〃	150円																																																																																			
50㎡以上100㎡未満の室		〃	200円																																																																																			
100㎡以上の室		〃	400円																																																																																			
大会議室	400㎡未満	〃	1,200円																																																																																			
	400㎡以上500㎡未満	〃	1,300円																																																																																			
	500㎡以上	〃	1,500円																																																																																			
料理実習室		〃	500円																																																																																			
トレーニングルーム		1人1か月につき	1,000円																																																																																			
室名	使用料	午前8時30分	正午から午後	午後5時から																																																																																		
		から正午まで	5時まで	午後10時まで																																																																																		
1階	調理実習室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
	視聴覚室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
	談話室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
2階	研修室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
	第一和室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
3階	大集会室	6,000円	6,000円	6,000円																																																																																		
	第二和室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
	茶室	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会																	
現			況		調整の具体的内容																	
三木市			吉川町																			
ウ 市立勤労青少年ホーム使用料			ウ なし		現行のとおりとする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習室1・講習室2・和室</td> <td>1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>和集会室・音楽室</td> <td>〃</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>〃</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>〃</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料		講習室1・講習室2・和室	1時間につき	100円	和集会室・音楽室	〃	150円	軽運動室	〃	250円	料理実習室	〃	500円					
施設の名称	使用料																					
講習室1・講習室2・和室	1時間につき	100円																				
和集会室・音楽室	〃	150円																				
軽運動室	〃	250円																				
料理実習室	〃	500円																				
エ 市立教育センター使用料			エ なし		現行のとおりとする。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大研修室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td>〃</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>セミナー室1</td> <td>〃</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>セミナー室2</td> <td>〃</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>会議室(和室)</td> <td>〃</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料		大研修室	1時間につき	1,200円	中研修室	〃	600円	セミナー室1	〃	150円	セミナー室2	〃	150円	会議室(和室)	〃	200円		
施設の名称	使用料																					
大研修室	1時間につき	1,200円																				
中研修室	〃	600円																				
セミナー室1	〃	150円																				
セミナー室2	〃	150円																				
会議室(和室)	〃	200円																				
オ 市立市民運動場使用料			オ 町立町民体育館使用料		合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民体育館</td> <td>1時間につき</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>勤労者体育センター</td> <td>〃</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料		市民体育館	1時間につき	1,500円	勤労者体育センター	〃	1,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30分から正午まで</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>正午から午後5時まで</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使用料	午前8時30分から正午まで	700円	正午から午後5時まで	700円	午後5時から午後10時まで	700円	
施設の名称	使用料																					
市民体育館	1時間につき	1,500円																				
勤労者体育センター	〃	1,500円																				
区 分	使用料																					
午前8時30分から正午まで	700円																					
正午から午後5時まで	700円																					
午後5時から午後10時まで	700円																					

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 各部会

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)						関係項目	調整の具体的内容	
現 況										
三 木 市						吉 川 町				
カ 文化会館使用料						カ なし		現行のとおりとする。		
施設の名称	使 用 料									
	使用時間	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	終日			
使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで				
大ホール	平日	40,400円	59,400円	71,500円	93,800円	119,700円	151,900円			
	土曜日、日曜日 及び休日	48,500円	71,300円	85,800円	112,500円	143,600円	182,300円			
小ホール	平日	16,200円	23,800円	28,600円	37,500円	47,900円	60,800円			
	土曜日、日曜日 及び休日	19,400円	28,500円	34,300円	45,000円	57,400円	72,900円			
リハーサル室		2,000円	3,700円	5,000円	5,400円	8,200円	9,500円			
展示室		1,800円	3,300円	4,500円	4,900円	7,400円	8,600円			
練習室	第1練習室	1,900円	3,500円	4,800円	5,200円	7,800円	9,000円			
	第2練習室	1,200円	2,200円	3,000円	3,300円	4,900円	5,700円			
楽 屋	大ホ ール	第1楽屋	600円	1,100円	1,500円	1,600円	2,500円	2,900円		
		第2楽屋	600円	1,100円	1,500円	1,600円	2,500円	2,900円		
		第3楽屋	1,100円	2,000円	2,800円	3,000円	4,500円	5,200円		
		第4楽屋	1,600円	3,000円	4,000円	4,400円	6,600円	7,600円		
	小ホ ール	第5楽屋	900円	1,700円	2,300円	2,400円	3,700円	4,300円		
		第6楽屋	1,300円	2,400円	3,300円	3,500円	5,400円	6,200円		
特別会議室		4,400円	8,200円	11,000円	12,000円	18,100円	20,900円			
和 室	第1和室	800円	1,500円	2,000円	2,200円	3,300円	3,800円			
	第2和室	400円	700円	1,000円	1,100円	1,600円	1,900円			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 各部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目																																									
現		況																																									
三木市		吉川町																																									
キ 市立三木コミュニティスポーツセンター使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>1時間につき 1,500円</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>" 400円</td> </tr> <tr> <td>スタッフルーム</td> <td>" 150円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>" 150円</td> </tr> <tr> <td>和室(1室当たり)</td> <td>" 100円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称	使用料	アリーナ	1時間につき 1,500円	トレーニングルーム	" 400円	スタッフルーム	" 150円	ミーティングルーム	" 150円	和室(1室当たり)	" 100円	キ なし																													
施設の名称	使用料																																										
アリーナ	1時間につき 1,500円																																										
トレーニングルーム	" 400円																																										
スタッフルーム	" 150円																																										
ミーティングルーム	" 150円																																										
和室(1室当たり)	" 100円																																										
ク 三木ホースランドパーク使用料 ふれあいの森 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土曜日・日曜日・休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ターゲットバードゴルフ場</td> <td>1人1回</td> <td>300円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>パットパットゴルフ場</td> <td>1人1回</td> <td>300円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>ホースシューズ場</td> <td>1人1回</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		名称	単位	利用料金		平日	土曜日・日曜日・休日	ターゲットバードゴルフ場	1人1回	300円	500円	パットパットゴルフ場	1人1回	300円	500円	ホースシューズ場	1人1回	100円	200円	ク なし																							
名称	単位			利用料金																																							
		平日	土曜日・日曜日・休日																																								
ターゲットバードゴルフ場	1人1回	300円	500円																																								
パットパットゴルフ場	1人1回	300円	500円																																								
ホースシューズ場	1人1回	100円	200円																																								
研修センター(宿泊施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>宿泊料金(1泊につき)</th> <th>休憩料金</th> <th colspan="2">時間超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洋室A</td> <td>12,000円</td> <td>4,000円</td> <td>1時間につき</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>洋室B</td> <td>6,500円</td> <td>2,200円</td> <td>"</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>洋室C</td> <td>10,000円</td> <td>3,400円</td> <td>"</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td>22,000円</td> <td>7,400円</td> <td>"</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td>和室B</td> <td>20,000円</td> <td>6,700円</td> <td>"</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>洋室大</td> <td>20,000円</td> <td>6,700円</td> <td>"</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>和室大</td> <td>20,000円</td> <td>6,700円</td> <td>"</td> <td>2,600円</td> </tr> </tbody> </table>		名称	宿泊料金(1泊につき)	休憩料金	時間超過料金		洋室A	12,000円	4,000円	1時間につき	1,500円	洋室B	6,500円	2,200円	"	900円	洋室C	10,000円	3,400円	"	1,300円	和室A	22,000円	7,400円	"	2,800円	和室B	20,000円	6,700円	"	2,600円	洋室大	20,000円	6,700円	"	2,600円	和室大	20,000円	6,700円	"	2,600円	調整の具体的内容 現行のとおりとする。	
名称	宿泊料金(1泊につき)	休憩料金	時間超過料金																																								
洋室A	12,000円	4,000円	1時間につき	1,500円																																							
洋室B	6,500円	2,200円	"	900円																																							
洋室C	10,000円	3,400円	"	1,300円																																							
和室A	22,000円	7,400円	"	2,800円																																							
和室B	20,000円	6,700円	"	2,600円																																							
洋室大	20,000円	6,700円	"	2,600円																																							
和室大	20,000円	6,700円	"	2,600円																																							

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目	専門部会名 各部会
現 況				調整の具体的内容	
三 木 市				吉 川 町	
研修センター(宿泊施設を除く。)					
名 称	利用料金				
	午前9時から午後6時 まで(1時間につき)	午後 6 時から午後 10 時まで(1時間につき)			
大集会室	1,500 円	1,800 円			
研修室(大) (半室使用)	1,000 円 (500 円)	1,200 円 (600 円)			
研修室(小)	300 円	400 円			
図書コーナー	400 円	500 円			
和会議室	300 円	400 円			
キャンプ場					
名 称	利用料金				
	午前9時から午後6時 まで(1時間につき)	午後 6 時から午後 10 時まで(1時間につき)			
キャンピングセンター 和室	300 円	400 円			
キャンピングセンター 工作室	1,000 円	1,200 円			
キャンプサイト	1泊につき 1,500 円(日帰りの場合は1,000 円)				

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目	専門部会名 各部会
現 況				調整の具体的内容	
三 木 市				吉 川 町	
エオの森・研修センター					
区 分	単 位	利用料金			
		午前9時から午後6時まで (1時間につき)	午後6時から午後10時まで (1時間につき)		
大集会室 バレーボールコート	1面につき	750円	900円		
大集会室 バドミントンコート	1面につき	500円	600円		
エオの森・キャンプ場					
区 分	単 位	利用料金			
ドームテント(大)	1張1泊につき	2,000円			
ドームテント(小)	1張1泊につき	800円			
タープ	1日につき1セット	500円			
毛 布	1泊につき1枚	100円			
封筒型シュラフ	1泊につき1セット	500円			
野外調理器具セット(8名分)	1回につき1セット	200円			
バーベキューコンロセット	1日につき1セット	500円			
キャンプファイヤー場	1回につき	1,000円			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会																													
現			況		調整の具体的内容																													
三木市			吉川町																															
(2) 厚生関係施設 ア 市立総合隣保館使用料			(2) 厚生関係施設 ア なし		現行のとおりとする。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室</td> <td>1時間につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>"</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>相談室・会議室・和室</td> <td>"</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>"</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>生活改善室</td> <td>"</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料		学習室	1時間につき	100円	図書室	"	150円	相談室・会議室・和室	"	200円	大会議室	"	400円	生活改善室	"	500円														
施設の名称	使用料																																	
学習室	1時間につき	100円																																
図書室	"	150円																																
相談室・会議室・和室	"	200円																																
大会議室	"	400円																																
生活改善室	"	500円																																
イ 市立福祉会館使用料			イ なし		現行のとおりとする。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1時間につき</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>"</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>研修室(1室当たり)</td> <td>"</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>"</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>1階会議室</td> <td>"</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>2階会議室</td> <td>"</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>1階和室</td> <td>"</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>2階和室</td> <td>"</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td>"</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料		大会議室	1時間につき	1,500円	中会議室	"	500円	研修室(1室当たり)	"	200円	視聴覚室	"	300円	1階会議室	"	300円	2階会議室	"	300円	1階和室	"	300円	2階和室	"	200円	工作室	"	200円		
施設の名称	使用料																																	
大会議室	1時間につき	1,500円																																
中会議室	"	500円																																
研修室(1室当たり)	"	200円																																
視聴覚室	"	300円																																
1階会議室	"	300円																																
2階会議室	"	300円																																
1階和室	"	300円																																
2階和室	"	200円																																
工作室	"	200円																																

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目	専門部会名	各部会
現				況		調整の具体的内容
三木市				吉川町		
ウ 市立星陽ふれあい広場使用料				ウ なし		現行のとおりとする。
施設の名称		使用料				
星陽ふれあい広場		1時間につき	500円			
エ 市立屋内ゲートボール場使用料				エ なし		現行のとおりとする。
使用区分		使用料		摘 要		
1コート当たり		1時間につき	300円			
器具(1セット)		1回につき	100円	当該施設内の使用に限る。		
オ 市立デイサービスセンター使用料				オ なし		現行のとおりとする。
施設の名称		室 名		使用料		
口吉川		地域交流室		1時間につき	100円	
志染		和 室		"	150円	
ひまわり		地域交流室		"	150円	
		休養室		"	100円	
三木南		地域交流室		"	150円	
三木東		地域交流室		"	200円	
三木北		地域交流室		"	100円	
自由が丘		地域交流室 1		"	250円	
		地域交流室 2		"	400円	
		研修室		"	150円	
		会議室(和室)		"	100円	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会																																											
現			況																																													
三木市			吉川町																																													
カ 市立高齢者福祉センター使用料			カ なし			調整の具体的内容																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1</td> <td>1時間につき</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>"</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>講座室1</td> <td>"</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>講座室2</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>碁・将棋室、ヘルストロン室、リフレッシュルーム</td> <td>1人1回につき</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料			会議室1	1時間につき	150円	会議室2	"	100円	研修室	"	350円	講座室1	"	150円	講座室2	"	100円	碁・将棋室、ヘルストロン室、リフレッシュルーム	1人1回につき	50円																								
施設の名称	使用料																																															
会議室1	1時間につき	150円																																														
会議室2	"	100円																																														
研修室	"	350円																																														
講座室1	"	150円																																														
講座室2	"	100円																																														
碁・将棋室、ヘルストロン室、リフレッシュルーム	1人1回につき	50円																																														
キ 総合保健福祉センター使用料			キ 健康福祉センター使用料			合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td rowspan="4">1時間につき</td> <td rowspan="4">500円</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td rowspan="2">1人1回につき</td> <td rowspan="2">300円</td> </tr> <tr> <td>体力測定室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人1か月につき</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料			研修室	1時間につき	500円	栄養指導室	会議室	談話室	視聴覚室	1人1回につき	300円	体力測定室		1人1か月につき	1,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>8時30分から12時まで</th> <th>13時から17時15分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室1(コミュニティホール)</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>会議室2(コミュニティホール)</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>会議室3(ミーティングルーム)</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>録音室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>和室(セミナールーム)</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>健康プール</td> <td>1人1回</td> <td>大人 200円 小人 100円 幼児 無料</td> </tr> <tr> <td>在宅心身障害者(児)小規模作業所</td> <td>通所生 1人</td> <td>月額 5,000円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	8時30分から12時まで	13時から17時15分まで	会議室1(コミュニティホール)	1,500円	1,500円	会議室2(コミュニティホール)	1,500円	1,500円	会議室3(ミーティングルーム)	1,500円	1,500円	録音室	1,500円	1,500円	栄養指導室	1,500円	1,500円	和室(セミナールーム)	1,500円	1,500円	健康プール	1人1回	大人 200円 小人 100円 幼児 無料	在宅心身障害者(児)小規模作業所	通所生 1人
施設の名称	使用料																																															
研修室	1時間につき	500円																																														
栄養指導室																																																
会議室																																																
談話室																																																
視聴覚室	1人1回につき	300円																																														
体力測定室																																																
	1人1か月につき	1,500円																																														
施設の名称	8時30分から12時まで	13時から17時15分まで																																														
会議室1(コミュニティホール)	1,500円	1,500円																																														
会議室2(コミュニティホール)	1,500円	1,500円																																														
会議室3(ミーティングルーム)	1,500円	1,500円																																														
録音室	1,500円	1,500円																																														
栄養指導室	1,500円	1,500円																																														
和室(セミナールーム)	1,500円	1,500円																																														
健康プール	1人1回	大人 200円 小人 100円 幼児 無料																																														
在宅心身障害者(児)小規模作業所	通所生 1人	月額 5,000円																																														

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会					
現			況							
三木市			吉川町							
ク なし			ク 吉川町温泉交流館使用料							
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設の名称</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">幸の湯 福の湯</td> <td>大人 1人1回 600円</td> </tr> <tr> <td>小人 1人1回 300円</td> </tr> <tr> <td>幼児 1人1回 無料</td> </tr> <tr> <td>家族風呂 しおみ なごみ めぐみ</td> <td>1家族 1時間 4,000円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料	幸の湯 福の湯	大人 1人1回 600円	小人 1人1回 300円
施設の名称	使用料									
幸の湯 福の湯	大人 1人1回 600円									
	小人 1人1回 300円									
	幼児 1人1回 無料									
家族風呂 しおみ なごみ めぐみ	1家族 1時間 4,000円									
調整の具体的内容										
現行のとおりとする。										

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会																							
現 況			調整の具体的内容																									
三 木 市			吉 川 町																									
(3) 産業・観光関係施設 ア 市立勤労者福祉センター使用料			(3) 産業・観光関係施設 ア なし			現行のとおりとする。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職業講習室</td> <td>1時間につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トレーニング室</td> <td>1人1回につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1人1か月につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>"</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>"</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>教養文化室</td> <td>"</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	使用料			職業講習室	1時間につき	200円	トレーニング室	1人1回につき	200円	1人1か月につき	1,000円	多目的ホール	1時間につき	800円	研修室	"	300円	会議室	"	200円	教養文化室	"	250円		
施設の名称	使用料																											
職業講習室	1時間につき	200円																										
トレーニング室	1人1回につき	200円																										
	1人1か月につき	1,000円																										
多目的ホール	1時間につき	800円																										
研修室	"	300円																										
会議室	"	200円																										
教養文化室	"	250円																										

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会																						
現			況		調整の具体的内容																						
三木市			吉川町																								
イ なし			イ 山田錦の館使用料 総合交流拠点施設 <table border="1" data-bbox="1025 434 1778 595"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>午 前 (10:00~12:00)</th> <th>午 後 (13:00~16:00)</th> <th>夜 間 (17:00~22:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>4,000 円</td> <td>6,000 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>企画会議室</td> <td>2,000 円</td> <td>3,000 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> </tbody> </table> 総合拠点施設委託販売 <table border="1" data-bbox="1025 675 1778 836"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農畜産物直売所 (農畜産物加工品含む。)</td> <td>販売額の 10%</td> </tr> <tr> <td>地域特産品・工芸品展示販売所</td> <td>販売額の 5% ~ 40%</td> </tr> </tbody> </table> 農畜産物処理加工施設 <table border="1" data-bbox="1025 914 1778 1114"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みそ加工室 惣菜加工室 パン加工室 餅加工室</td> <td>1 室 1 月 25,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	午 前 (10:00~12:00)	午 後 (13:00~16:00)	夜 間 (17:00~22:00)	研修室	4,000 円	6,000 円	10,000 円	企画会議室	2,000 円	3,000 円	5,000 円	区 分	手数料の額	農畜産物直売所 (農畜産物加工品含む。)	販売額の 10%	地域特産品・工芸品展示販売所	販売額の 5% ~ 40%	区 分	利用料金の額	みそ加工室 惣菜加工室 パン加工室 餅加工室	1 室 1 月 25,000 円	現行のとおりとする。
区 分	午 前 (10:00~12:00)	午 後 (13:00~16:00)	夜 間 (17:00~22:00)																								
研修室	4,000 円	6,000 円	10,000 円																								
企画会議室	2,000 円	3,000 円	5,000 円																								
区 分	手数料の額																										
農畜産物直売所 (農畜産物加工品含む。)	販売額の 10%																										
地域特産品・工芸品展示販売所	販売額の 5% ~ 40%																										
区 分	利用料金の額																										
みそ加工室 惣菜加工室 パン加工室 餅加工室	1 室 1 月 25,000 円																										

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 各部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目																																										
現		況		調整の具体的内容																																								
三木市		吉川町																																										
(4) 建設関係施設 ア 有料公園使用料 多目的グラウンド		(4) 建設関係施設 ア 有料公園(活動センター)使用料 多目的グラウンド		合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>平 日</th> <th>土曜日、日曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑が丘スポーツ公園グラウンド</td> <td>2時間につき</td> <td colspan="2">2,000 円</td> </tr> <tr> <td>三木グリーンパークグラウンド</td> <td>2時間につき</td> <td colspan="2">2,000 円</td> </tr> <tr> <td>三木山多目的広場南グラウンド</td> <td>2時間につき</td> <td colspan="2">1,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称	単 位		金 額		平 日	土曜日、日曜日及び休日	緑が丘スポーツ公園グラウンド	2時間につき	2,000 円		三木グリーンパークグラウンド	2時間につき	2,000 円		三木山多目的広場南グラウンド	2時間につき	1,000 円		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <th>(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的グラウンド</td> <td>全面利用</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>半面利用</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間照明</td> <td>全灯利用</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>半灯利用</td> <td>1,200 円</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	区 分	使用料	(1時間当たり)	多目的グラウンド	全面利用	500 円	半面利用	300 円	夜間照明	全灯利用	2,000 円	半灯利用	1,200 円	現行のとおりとする。							
施設の名称	単 位			金 額																																								
		平 日	土曜日、日曜日及び休日																																									
緑が丘スポーツ公園グラウンド	2時間につき	2,000 円																																										
三木グリーンパークグラウンド	2時間につき	2,000 円																																										
三木山多目的広場南グラウンド	2時間につき	1,000 円																																										
名 称	区 分	使用料																																										
		(1時間当たり)																																										
多目的グラウンド	全面利用	500 円																																										
	半面利用	300 円																																										
夜間照明	全灯利用	2,000 円																																										
	半灯利用	1,200 円																																										
野球場		なし																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>平 日</th> <th>土曜日、日曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ともえ運動公園野球場</td> <td>2時間につき</td> <td colspan="2">1,000 円</td> </tr> <tr> <td>自由が丘北公園野球場</td> <td>2時間につき</td> <td colspan="2">1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三木山総合公園野球場</td> <td>グラウンド</td> <td rowspan="2">4,000 円</td> <td rowspan="2">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>2時間につき</td> </tr> <tr> <td>本部席</td> <td colspan="2">500 円</td> </tr> <tr> <td>2時間につき</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>スコアボード</td> <td colspan="2">1,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2時間につき</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送設備1式</td> <td colspan="2">1,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2時間につき</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称	単 位	金 額		平 日	土曜日、日曜日及び休日	ともえ運動公園野球場	2時間につき	1,000 円		自由が丘北公園野球場	2時間につき	1,000 円		三木山総合公園野球場	グラウンド	4,000 円	5,000 円	2時間につき	本部席	500 円		2時間につき			スコアボード	1,000 円			2時間につき				放送設備1式	1,000 円			2時間につき					
施設の名称	単 位			金 額																																								
		平 日	土曜日、日曜日及び休日																																									
ともえ運動公園野球場	2時間につき	1,000 円																																										
自由が丘北公園野球場	2時間につき	1,000 円																																										
三木山総合公園野球場	グラウンド	4,000 円	5,000 円																																									
	2時間につき																																											
	本部席	500 円																																										
	2時間につき																																											
スコアボード	1,000 円																																											
2時間につき																																												
放送設備1式	1,000 円																																											
2時間につき																																												

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目	専門部会名	各部会
現				況		調整の具体的内容
三木市				吉川町		
施設の名称 三木山総合公園野球場	本部席 2時間につき	金額 平日 土曜日、日曜日及び休日		なし		現行のとおりとする。
		500円				
	スコアボード 2時間につき	1,000円				
	放送設備1式 2時間につき	1,000円				
	照明設備100%使用 1時間につき	4,000円				
	照明設備75%使用 1時間につき	3,000円				
	照明設備50%使用 1時間につき	2,000円				
陸上競技場						
施設の名称 三木山総合公園陸上競技場	専用使用 2時間につき	金額 平日 土曜日、日曜日及び休日		なし		現行のとおりとする。
		3,000円 4,000円				
	専用使用ナイター 2時間につき	4,000円 6,000円				
個人使用 1人1回につき	200円					

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 各部会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目																														
現		況		調整の具体的内容																												
三木市		吉川町																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>平 日</th> <th>土曜日、日曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">三木山総合公園陸上競技場</td> <td>放送設備1式 2時間につき</td> <td colspan="2">1,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室 2時間につき</td> <td colspan="2">600円</td> </tr> <tr> <td>照明設備 1系統30分につき</td> <td colspan="2">500円</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称	単 位	金 額		平 日	土曜日、日曜日及び休日	三木山総合公園陸上競技場	放送設備1式 2時間につき	1,000円		会議室 2時間につき	600円		照明設備 1系統30分につき	500円		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">庭球場</th> <th>使用料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>区 分</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1コート</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>夜間照明</td> <td>全灯利用</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>		庭球場		使用料 (1時間当たり)	名 称	区 分		テニスコート	1コート	800円	夜間照明	全灯利用	400円	<p>合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。</p>
施設の名称	単 位			金 額																												
		平 日	土曜日、日曜日及び休日																													
三木山総合公園陸上競技場	放送設備1式 2時間につき	1,000円																														
	会議室 2時間につき	600円																														
	照明設備 1系統30分につき	500円																														
庭球場		使用料 (1時間当たり)																														
名 称	区 分																															
テニスコート	1コート	800円																														
夜間照明	全灯利用	400円																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>平 日</th> <th>土曜日、日曜日及び休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑が丘スポーツ公園庭球場</td> <td>1面1時間につき</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三木山総合公園庭球場</td> <td>1面1時間につき</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">4月1日から9月30日の午後6時30分から午後8時30分までと10月1日から3月31日の午後4時30分から午後8時30分までの間に使用する場合は、上記金額に400円を加える。</td> </tr> </tbody> </table>		施設の名称	単 位	金 額		平 日	土曜日、日曜日及び休日	緑が丘スポーツ公園庭球場	1面1時間につき	1,000円	1,200円	三木山総合公園庭球場	1面1時間につき	1,000円	1,200円	4月1日から9月30日の午後6時30分から午後8時30分までと10月1日から3月31日の午後4時30分から午後8時30分までの間に使用する場合は、上記金額に400円を加える。																
施設の名称	単 位			金 額																												
		平 日	土曜日、日曜日及び休日																													
緑が丘スポーツ公園庭球場	1面1時間につき	1,000円	1,200円																													
三木山総合公園庭球場	1面1時間につき	1,000円	1,200円																													
	4月1日から9月30日の午後6時30分から午後8時30分までと10月1日から3月31日の午後4時30分から午後8時30分までの間に使用する場合は、上記金額に400円を加える。																															

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目	専門部会名 各部会																																
現 況																																					
三 木 市				吉 川 町	調整の具体的内容																																
<p>プール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>単 位</th> <th>加 温 時 期</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">三木山総合公園屋 内プール</td> <td rowspan="2">個人使用 1人1回につき</td> <td>加温時期 (下記以外)</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>未加温時期 (7.1~8.31)</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">団体使用 1日につき</td> <td>165,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1コース専用使用 加温時期のみ 1時間につき</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なし</p>				施設の名称	単 位	加 温 時 期	金 額	三木山総合公園屋 内プール	個人使用 1人1回につき	加温時期 (下記以外)	600円	未加温時期 (7.1~8.31)	500円	団体使用 1日につき		165,000円	1コース専用使用 加温時期のみ 1時間につき		2,500円	なし	<p>文化体育館(パストラルホール)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 分</th> <th>使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">多目的ホール</td> <td>全面利用</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>半面利用</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>4分の1面利用</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>舞台利用</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td></td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なし</p>	名 称	区 分	使用料 (1時間当たり)	多目的ホール	全面利用	2,000円	半面利用	1,000円	4分の1面利用	500円	舞台利用	1,000円	会議室		500円	<p>現行のとおりとする。</p> <p>現行のとおりとする。</p>
施設の名称	単 位	加 温 時 期	金 額																																		
三木山総合公園屋 内プール	個人使用 1人1回につき	加温時期 (下記以外)	600円																																		
		未加温時期 (7.1~8.31)	500円																																		
	団体使用 1日につき		165,000円																																		
	1コース専用使用 加温時期のみ 1時間につき		2,500円																																		
名 称	区 分	使用料 (1時間当たり)																																			
多目的ホール	全面利用	2,000円																																			
	半面利用	1,000円																																			
	4分の1面利用	500円																																			
	舞台利用	1,000円																																			
会議室		500円																																			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目	専門部会名	各部会																						
現			況																								
三木市			吉川町																								
なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ゲートボール場</th> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゲートボール場</td> <td>1コート</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>夜間照明</td> <td>1コート</td> <td></td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>			ゲートボール場		区分	使用料 (1時間当たり)	ゲートボール場	1コート		200円	夜間照明	1コート		200円	調整の具体的内容 現行のとおりとする。									
			ゲートボール場		区分	使用料 (1時間当たり)																					
ゲートボール場	1コート		200円																								
夜間照明	1コート		200円																								
なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修館</th> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講習室</td> <td></td> <td></td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> <td></td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td></td> <td></td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td></td> <td></td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>			研修館		区分	使用料 (1時間当たり)	講習室			500円	研修室			500円	和室			500円	会議室			500円	現行のとおりとする。	
			研修館		区分	使用料 (1時間当たり)																					
講習室			500円																								
研修室			500円																								
和室			500円																								
会議室			500円																								

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目		専門部会名	各部会	
調整内容		2 狂犬病、鳥獣の保護及び狩猟、税等に関する手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。						
区分	手数料の種類	現 況		調整の具体的内容				
		三木市		吉川町				
		単 位	手数料	単 位	手数料			
狂犬病予防法	犬の登録手数料	1頭	3,000円	1頭	3,000円	現行のとおりとする。		
	狂犬病予防注射済票交付手数料	1件	550円	1頭	550円	現行のとおりとする。		
	犬の鑑札の再交付手数料	1件	1,600円	1頭	1,600円	現行のとおりとする。		
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1件	340円	1頭	340円	現行のとおりとする。		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣飼養登録票の交付手数料又はその更新手数料若しくは再交付手数料	1件	3,400円	1件	3,400円	現行のとおりとする。		
租税特別措置法	優良宅地造成認定申請手数料	1件	86,000円	1件	86,000円	現行のとおりとする。		
	手数料 優良住宅新築認定申請	計 新築住宅の床面積の合	100㎡以下	1件	6,200円	1件	6,200円	現行のとおりとする。
			100㎡を超え500㎡以下	1件	8,600円	1件	8,600円	現行のとおりとする。
			500㎡を超え2,000㎡以下	1件	13,000円	1件	13,000円	現行のとおりとする。
			2,000㎡を超え10,000㎡以下	1件	35,000円	1件	35,000円	現行のとおりとする。
			10,000㎡を超えるとき	1件	43,000円	1件	43,000円	現行のとおりとする。
	手数料 良質住宅新築認定申請	計 新築住宅の床面積の合	100㎡以下	1件	6,200円	1件	6,200円	現行のとおりとする。
			100㎡を超え500㎡以下	1件	8,600円	1件	8,600円	現行のとおりとする。
			500㎡を超え2,000㎡以下	1件	13,000円	1件	13,000円	現行のとおりとする。
			2,000㎡を超え10,000㎡以下	1件	35,000円	1件	35,000円	現行のとおりとする。
			10,000㎡を超えるとき	1件	43,000円	1件	43,000円	現行のとおりとする。
	住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300円	1件	1,300円	現行のとおりとする。		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		使用料、手数料等の取扱い(その2)		関係項目		専門部会名	各部会	
区分	手数料の種類	現況		調整の具体的内容				
		三木市	吉川町	単位	手数料	単位	手数料	
屋外広告物条例	はり紙・はり札	100枚	300円	100枚	300円	現行のとおりとする。		
	看板並びによるもの 広告塔によるもの 広告板及び	5㎡未満のもの	1枚・1基	1,000円	1枚・1基	1,000円	現行のとおりとする。	
		5㎡以上10㎡未満のもの	1枚・1基	2,000円	1枚・1基	2,000円	現行のとおりとする。	
		10㎡以上のももの	1枚・1基	3,000円	1枚・1基	3,000円	現行のとおりとする。	
		15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに加算される額	1枚・1基	1,000円	1枚・1基	1,000円	現行のとおりとする。	
	アーチによるもの	1基	4,000円	1基	4,000円	現行のとおりとする。		
	宣伝車	1台	2,000円	1台	2,000円	現行のとおりとする。		
	アドバルーン	1個	800円	1個	800円	現行のとおりとする。		
	電柱・街灯利用広告物	1個	300円	1個	300円	現行のとおりとする。		
	標識利用広告物	1個	300円	1個	300円	現行のとおりとする。		
	車体利用広告物	1個	300円	1個	300円	現行のとおりとする。		
	広告幕	1枚	300円	1枚	300円	現行のとおりとする。		
	立看板	1個	300円	1個	300円	現行のとおりとする。		
のぼり・旗	1個	300円	1個	300円	現行のとおりとする。			
その他の広告物	1枚・1基・1個	300円	1枚・1基・1個	300円	現行のとおりとする。			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 各部会				
協議項目	使用料、手数料等の取扱い(その2)	関係項目				
現 況				調整の具体的内容		
区 分	手 数 料 の 種 類	三木市		吉川町		
		単 位	手数料	単 位	手数料	
税 条 例	督促手数料	1 通	80 円	1 通	100 円	合併時に三木市の制度に統一する。
	固定資産課税台帳の閲覧手数料	1 件	300 円	1 回	300 円	合併時に三木市の制度に統一する
(地方税法の規定により公示した期間において納税義務者が閲覧する場合は無料)		(地方税法の規定により公示した期間において納税義務者が閲覧する場合は無料)				
そ の 他	租税、公課その他の諸収入金に関する証明手数料	1 件	300 円	1 枚	300 円	現行のとおりとする。
	土地又は建物に関する証明手数料	1 筆・1 棟	300 円	1 件	300 円	合併時に三木市の制度に統一する。
		(1 通の証明書に 2 以上の土地又は建物を列記し一括して証明するときは、1 通の証明書に列記する 2 番目以降の土地又は建物についての手数料の額は、1 筆又は 1 棟につき 100 円とする。)		(土地については 5 筆までごとに、家屋については、5 棟までごとに 1 件とする。)		
	償却資産に関する証明手数料	1 件	300 円	1 件	300 円	現行のとおりとする。
	公簿、公文書又は図面の閲覧手数料	1 件	300 円	1 件	300 円	合併時に三木市の制度に統一する。
(1 人 1 種類 1 回を 1 件とし、1 時間を超える時は、1 時間までごとに 300 円を加える。)						
その他事務に属する事項に関する証明	1 件	300 円	1 件	300 円	現行のとおりとする。	

関係法令

地方自治法

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものつき、手数料を徴収することができる。

第238条の4 1～3 (省略)

4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。 (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。 (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。 (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・各種証明書等の発行手数料のうち、金額に違いのあるものは野田市の額に統一する。なお、証明手数料は、野田市の額が高いが、これは近隣市等の均衡を考慮したものである。 ・行政財産使用料は、野田市の制度を基本とし、規程を整備する。 ・公民館使用料は、各館とも現行のとおりとし、利用時間は両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料については、新発田市の制度に統一する。 ・使用料については、現行どおりとする。 ただし、豊浦町の郷土資料館入館料の減免措置は、新発田市の制度を適用する。豊浦町の体育施設及び公民館の使用料は、当分の間、現行どおりとし、内容については新市で調整する。臨時露店使用料については、新発田市の制度を適用する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<p>1 手数料については、3町で差異のないものは現行の金額とし、差異のあるものは、新市における住民負担の適正化及び健全な財政運営を考慮し、合併時に統一する。</p> <p>2 施設使用料については、各施設的内容及び建設年度が異なるため、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、以下の同種又は類似する施設等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 体育施設の使用料は、合併時に統一する。</p> <p>(2) 集会施設の使用料は、施設間に大きな料金差があるため合併後段階的に格差が縮小するよう調整する。</p> <p>(3) 学校施設の目的外使用料は、合併時に統一する。</p> <p>(4) 町内・町外の料金区分は、合併時に廃止する方向で調整する。</p>
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	<p>(1) 各種施設の使用料については、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。</p> <p>(2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るため合併時に統一する。</p>
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<p>1 3町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。</p> <p>2 3町で差異のある使用料及び手数料については、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金のあり方等について合併時まで調整する。</p>

三木市の公の施設における使用料の減免に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三木市の公の施設に係る設置及び管理に関して定めた条例の規定に基づき、使用料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(減免基準)

第2条 三木市の公の施設における使用料を減免する場合は、別表に定めるとおりとする。

(適用範囲)

第3条 この要領は、次の各号に掲げる条例に適用する。

- (1) 三木市立小学校、中学校及び養護学校設置及び管理に関する条例(昭和39年三木市条例第9条)
- (2) 三木市立公民館設置及び管理に関する条例(昭和39年三木市条例第11号)
- (3) 三木市立高齢者福祉センター条例(昭和45年三木市条例第20号)
- (4) 三木市立勤労青少年ホーム条例(昭和48年三木市条例第1号)
- (5) 三木市立福祉会館条例(昭和55年三木市条例第1号)
- (6) 三木市立総合隣保館条例(昭和56年三木市条例第1号)
- (7) 三木中高年齢労働者福祉センター条例(昭和60年三木市条例第15号)
- (8) 三木市立三木コミュニティスポーツセンター設置及び管理に関する条例(平成3年三木市条例第13号)
- (9) 三木市立屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例(平成5年三木市条例第24号)
- (10) 三木市立教育センター条例(平成5年三木市条例第33号)
- (11) 三木市立デイサービスセンター設置及び管理に関する条例(平成6年三木市条例第17号)
- (12) 三木市総合保健福祉センター条例(平成9年三木市条例第19号)
- (13) 三木市立星陽やすらぎセンター及び星陽ふれあい広場条例(平成14年三木市条例第6号)

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉部長、経済部長及び教育次長が協議して定める。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

別表

公の施設使用料減免基準

内 容	減免率(%)
1 市及びその所管に属する機関が主催及び共催して使用する場合	100
2 公共的団体が使用する場合	100
3 社会教育関係団体が使用する場合	100
4 社会体育関係団体が使用する場合	
(1) 会議に使用する場合	100
(2) 幼児・小学生・中学生主体の地域スポーツクラブが使用する場合	100
(3) 大会に使用する場合	50
(4) (2)を除く地域スポーツクラブが使用する場合	50
5 幼児・小学生及び中学生が社会教育活動で使用する場合	50
6 文化芸術団体が使用する場合	
(1) 会議に使用する場合	100
(2) 発表会に使用する場合	50
7 高齢者大学自治会のクラブ活動で使用する場合	50
8 社会福祉関係団体が使用する場合	100
9 保健医療関係団体が使用する場合	100
10 人権擁護団体が使用する場合	100
11 伝統伝承文化団体が使用する場合	100
12 その他公益のため使用する場合で市長又は教育長が特に必要と認める場合	100

備 考

- 1 地域スポーツクラブを減免対象とするのは、同クラブが地域の人々とのふれあいを深め、青少年を心身ともに健全に育成する目的で設立されているため、減免は平成18年度限りとする。
- 2 地域スポーツクラブが使用し減免対象とする施設は、小・中学校施設、社会教育施設に限る。
- 3 この表に定める地域スポーツクラブに関し、結成されていない地域は、平成17年度まではこの例による。

減免適用団体の例

公共的団体	三木市区長協議会連合会、三木市消防団 など
社会教育関係団体	三木市連合PTA、三木市連合婦人会 など
社会体育関係団体	三木市体育協会、地域スポーツクラブ など
文化芸術団体	三木市文化連盟、三木市美術協会 など
社会福祉関係団体	三木市老人会連合会、三木市民生委員児童委員協議会 など
保健医療関係団体	三木市美囊郡医師会、三木市美囊郡歯科医師会 など
人権擁護団体	三木市人権・同和教育協議会 など
伝統伝承文化団体	別所公奉賛会 など

協議第57号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- (1) 目的が同一または類似し、両市町に並存している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	各部会
協議項目	公共的団体等の取扱い	関係項目	
調整内容	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。</p> <p>(1) 目的が同一または類似し、両市町に並存している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(3) 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>関係法令</p> </div> <p>『公共的団体の定義』</p> <p>公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団・婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい（行政実例 昭和24.1.13 昭34.12.16）</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律</p> <p>（国、都道府県等の協力等）</p> <p>第16条 1～6 省略</p> <p>7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>地方自治法</p> <p>（公共的団体等の監督）</p> <p>第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。</p> <p>2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。</p>			

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成 15 年 3 月 1 日	<p>公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体は、現行どおりとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p>
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成 15 年 4 月 1 日	<p>各種公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。</p> <p>1. 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2. 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。</p>
新発田市	新発田市、豊浦町	平成 15 年 7 月 7 日	<p>両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新市との一体性を保つため、統合した方がよい団体についてはできる限り、合併時に統合できるよう調整に努める。 2 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 両市町に共通している団体は、新市発足時に統合又は再編するよう調整に努める。 (2) 統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。 (3) 独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の事情を尊重しながら、次のとおり統合に向けた調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新町との一体性を保つため、統合した方がよい団体についてはできる限り、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。 2 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 3 各町独自の団体については、原則として、現行のとおりとする。

協議第58号

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、合併後速やかに、次のとおり調整する。

- (1) 同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、廃止できるよう調整する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	各部会
協議項目	各種団体への補助金、交付金等の取扱い	関係項目	
調整内容	<p>現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、合併後速やかに、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金については、廃止できるよう調整する。</p>		

関係法令

地方自治法

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	<p>(1) 3市町村で同一又は同種の団体に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 3市町村で同一又は同種の事業に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、統一により事業の実施に大きな影響を及ぼすものについては、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(4) 3市町村独自の事業に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 上記の場合であっても、整理統合できる補助制度については、廃止する方向で調整を図る。</p> <p>(6) 各補助金・交付金については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。</p>

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	<p>事業費補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両市村で同一又は同種の制度については、原則として新居浜市の補助制度に統一するものとする。 2. 両市村独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面現行どおりとする。 3. 整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。 ・両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。 ・両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。 ・他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<p>各種団体の補助金・交付金等については、次の方針により調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一又は同種の団体に対する補助金等については、統合又は統一の方向で調整する。 2 各町独自の補助金等については、従来からの経緯・実情等に配慮し、新市全体の均衡を保つよう調整する。 3 イベント実施団体への補助金等については、事業の実施も含め調整する。 4 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日 (合併予定)	<p>現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては合併年度までとし、翌年度以降については、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 同一あるいは同種の補助金・交付金等については、統一の方向で調整する。 (2) 独自の補助金・交付金等については目的を明確化し、従来の実績等を考慮して調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<p>補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新町において公共性、有効性、公平性及び必要性の観点からその内容を検討し、各種団体の理解と協力を得て、合併時または合併後に次のように調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3町における同一あるいは同種の補助金、交付金等については、統合できるよう調整する。 2 3町における独自の補助金、交付金等については、その目的を明確にし、従来の実績等を考慮し、町全域の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金、交付金等については、統合、廃止できるよう調整する。

協議第59号

各種事務事業（イベント関係）の取扱いについて

各種事務事業（イベント関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 金物まつりについては、現行のとおりとする。
- 2 吉川町ふるさとまつりは、平成19年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施する。花火大会については、平成19年から三木市に一本化する。
- 3 墨華香るまちフェスティバルについては、現行のとおりとする。
- 4 吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。
- 5 吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・健康福祉部会・産業経済部会・教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	イベント関係の取扱い
調整内容	1 金物まつりについては、現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 金物まつり	1 金物まつり	現行のとおりとする。 新市全体の行事として実施する。	
(1) 目的	三木特産の金物をはじめとする産業の振興と、市民の広域的な交流を進め、産業の発展と魅力あるまちづくりを進める。	なし	
(2) 主催者	金物まつり実行委員会		
(3) 開催日	11月6日～11月7日(平成16年度実績)		
(4) 会場	文化会館駐車場		
(5) 内容			
ア 産業フェア	三木金物展示・直売会 古式鍛錬 米まつり 牛乳まつり 野菜の品評会		
イ 展示即売会	三木金物びっくり市 野菜市 バザール		
ウ 芸術文化祭	芸能祭 菊花展 盆栽展 三木太鼓 よさこい 全国歌謡チャンピオン大会		
エ その他	丸太切り競争 ×クイズ 交流物産展 ふれあい体験館		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・健康福祉部会・産業経済部会・教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	イベント関係の取扱い
調整内容	2 吉川町ふるさとまつりは、平成19年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施する。花火大会については、平成19年から三木市に一本化する。 3 墨華香るまちフェスティバルについては、現行のとおりとする。		
		現 況	調整の具体的内容
三 木 市		吉 川 町	
2 夏まつり		2 ふるさとまつり	吉川町ふるさとまつりは、平成19年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施し、そのための組織の育成に努める。 花火大会については、平成19年から三木市に一本化する。
(1) 目的	市民相互が楽しい夏のひとときを過ごすことにより、市民福祉の向上に資する。	(1) 目的 “ふるさと吉川”の伝統文化を継承し、まつりに集う人々にやすらぎとうるおいをもたらすとともに、魅力ある「ふるさとづくり」を目的とする。	
(2) 主催者	夏まつり実行委員会	(2) 主催者 ふるさとまつり実行委員会	
(3) 開催日	8月1日(毎年)	(3) 開催日 8月16日(毎年)	
(4) 会場	三木市末広橋下流の美囊川堤防	(4) 会場 活動センター・多目的グラウンド	
(5) 内容	花火大会(1,500発)	(5) 内容 ちびっこ大会、納涼盆踊り、芸能人アトラクション、花火大会(1,300発)	
3 墨華香るまちフェスティバル なし		3 墨華香るまちフェスティバル	現行のとおりとする。 新市全体の行事として実施する。
		(1) 目的 書道の大家、上田桑鳩先生の出身の地、吉川町で人々の書道に対する関心を高めるとともに、文化活動への参加意欲を喚起し、地域文化の発展に寄与する。	
		(2) 主催者 墨華香るまちフェスティバル実行委員会	
		(3) 開催日 10月19日～10月26日(平成15年度実績)	
		(4) 会場 活動センター・文化体育館及び研修館	
		(5) 内容	
		ア みなぎの書道展	パストラルホールにて県下の幼児から高校生を対象に募集した書道作品を審査・展示(全作品展示・平成15年度9,122点)特別賞(上位100賞)受賞者については、最終日に表彰式を行う。
		イ ふれあいひろば	吉川高校茶道部による野点コーナーをはじめ、各種団体によるバザー等の開催
		ウ その他関連事業	上田桑鳩作品めぐりや拓本採り体験など書にちなんだイベントを実施

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・健康福祉部会・産業経済部会・教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	イベント関係の取扱い
調整内容	4 吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
4 市民体育祭 なし	4 町民体育祭 (1) 目的 町民のふれあい 健康づくり 体力づくり (2) 主催者 町、体育祭実行委員会 (3) 運営 体育推進委員会、体育協会、体育指導委員会 (4) 開催日 9月5日(平成16年度実績) (5) 会場 活動センター・多目的グラウンド (6) 内容 ア 大会形式 地域対抗(9地域)、地区対抗(44地区) イ 演技種目 全16種目 ウ 得点種目 地域対抗(4種目)、地区対抗(4種目)	吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。	
参考：地区体育祭 志染町民体育祭 (1) 目的 住民が運動を通じて健康づくりに関心を持ち親睦と連帯を深めコミュニティの促進を図る。 (2) 主催者 町民体育祭実行委員 (3) 開催日 11月17日(平成14年度実績) (4) 会場 志染小学校・グラウンド (5) 内容 16種目の競技を実施 細川町民体育祭 (1) 目的 幼児から高齢者までが一堂に会し、町民の健康づくりと体力づくりを推進し、町民の連携の輪を広げる。 (2) 主催者 体育推進委員会、体育指導委員 (3) 開催日 11月24日(平成14年度実績) (4) 会場 星陽中学校・グラウンド (5) 内容 大会形式：5部対抗 演技種目：大縄跳び、親子三輪車、綱引き等			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会・健康福祉部会・産業経済部会・教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	イベント関係の取扱い
調整内容	5 吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
5 文化祭 なし 参考：地区文化祭 三木地区ふれあい文化祭 (1) 目的 公民館を利用するサークル及び団体の活動の成果を発表する機会として、また公民館が市民の、であい・ふれあいの場となることを図る。 (2) 主催者 文化祭実行委員 (3) 開催日 2月14日（前夜祭）、15日（芸能発表）、21～22日（作品展示）（平成15年度実績） (4) 会 場 中央公民館 (5) 内 容 前夜祭、芸能発表会、作品展、バザー等 その他、7地区においても文化祭を開催	5 文化祭 (1) 目 的 芸術文化を通じた健全な青少年の育成と、発表の機会を提供し地域文化の振興と活性化を図る。 (2) 主催者 文化祭実行委員会 (3) 開催日 11月1日～11月3日（平成15年度実績） (4) 内 容 ・幼稚園児、小中学生、高校生による発表（歌、演劇等） ・幼稚園児、小中学生の絵画等の作品展示 ・一般の作品展示及び個人展示 ・一般の芸能発表 ・バザー販売 ・菊花展覧会 ・盆栽展示販売	吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。	

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
野田市	野田市、関宿町	平成 15 年 6 月 6 日	スポーツ大会の開催は、両市町で違いがあるが、当分の間現行のとおりとする。特に関宿町民体育祭は、野田市方式（自治会や体育協会などの地域団体が自主的に開催する）と同様のやり方で定着できるかどうか、関係者との調整期間を十分確保する必要がある。その他の大会等についても、住民ニーズや開催場所・時期等の調整を行う必要があると考える。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業イベントは、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 商工・観光イベントは、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、同種又は同時期に実施しているイベントは、関係団体と協議の上、合併時に再編又は統合する。 3 社会体育事業については、合併時に同種又は同時期に実施している事業は関係団体と調整し統合又は再編して実施する。ただし、町民体育祭は、現行のとおりとする。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 商工・観光イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに調整する。 (2) 各種スポーツ大会については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、黒田庄町の事業については地域振興事業として調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 イベント事業については、合併時に再編する。

提案第60号

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 教育相談事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 奨学金支給事業については、平成18年度までに新たな制度を検討する。
- 4 学校給食事業については、合併後5年以内を目途に調査検討し、実施する。それまでは現行のとおりとする。
- 5 市町立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に新たな制度を検討する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育関係の取扱い
------	------------	------	------------

調整内容	1 教育相談事業については、合併時に三木市の制度に統一する。 2 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
------	---	--	--

現 況		調整の具体的内容																																										
三 木 市	吉 川 町																																											
1 教育相談事業 (1) 一般教育相談（電話・面接） 相談対応者 指導主事 (2) 発達教育相談（予約による面接） 相談対応者 大学教授等（月2回）	1 教育相談事業 (1) 一般教育相談（電話・面接） 相談対応者 指導主事 (2) 発達教育相談（電話・面接） 相談対応者 指導主事	合併時に三木市の制度に統一する。																																										
2 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業 経済的理由により就学が困難な児童・生徒について、就学に係る費用の一部を援助し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 (1) 支給費目・金額・時期 <table border="1" data-bbox="168 874 846 1348"> <thead> <tr> <th>支給費目</th> <th>支給金額</th> <th>支給時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td rowspan="3">国庫補助基準額に準じる</td> <td>1学期分： 8月</td> </tr> <tr> <td>通学用品費</td> <td>2学期分： 10月</td> </tr> <tr> <td>新入学用品費</td> <td>3学期分： 2月</td> </tr> <tr> <td>校外活動費（泊有無） 修学旅行費</td> <td rowspan="3">実費</td> <td>1学期分： 8月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2学期分： 12月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3学期分： 3月</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td rowspan="3">実費</td> <td>1学期分： 8月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9～2月分：各翌月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月分： 3月</td> </tr> <tr> <td>医療費</td> <td>本人負担額の実費</td> <td>医療機関からの請求後随時</td> </tr> </tbody> </table>	支給費目	支給金額	支給時期	学用品費	国庫補助基準額に準じる	1学期分： 8月	通学用品費	2学期分： 10月	新入学用品費	3学期分： 2月	校外活動費（泊有無） 修学旅行費	実費	1学期分： 8月		2学期分： 12月		3学期分： 3月	学校給食費	実費	1学期分： 8月		9～2月分：各翌月		3月分： 3月	医療費	本人負担額の実費	医療機関からの請求後随時	2 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業 経済的理由により就学が困難な児童・生徒について、就学に係る費用の一部を援助し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。 (1) 支給費目・金額・時期 <table border="1" data-bbox="945 874 1624 1193"> <thead> <tr> <th>支給費目</th> <th>支給金額</th> <th>支給時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品費</td> <td rowspan="3">国庫補助基準額に準じる</td> <td>1学期分： 8月</td> </tr> <tr> <td>通学用品費</td> <td>2学期分： 12月</td> </tr> <tr> <td>新入学用品費</td> <td>3学期分： 3月</td> </tr> <tr> <td>校外活動費（泊有無） 修学旅行費</td> <td rowspan="2">実費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td>実費の2分の1</td> </tr> </tbody> </table>	支給費目	支給金額	支給時期	学用品費	国庫補助基準額に準じる	1学期分： 8月	通学用品費	2学期分： 12月	新入学用品費	3学期分： 3月	校外活動費（泊有無） 修学旅行費	実費		学校給食費	実費の2分の1	合併時に三木市の制度に統一する。
支給費目	支給金額	支給時期																																										
学用品費	国庫補助基準額に準じる	1学期分： 8月																																										
通学用品費		2学期分： 10月																																										
新入学用品費		3学期分： 2月																																										
校外活動費（泊有無） 修学旅行費	実費	1学期分： 8月																																										
		2学期分： 12月																																										
		3学期分： 3月																																										
学校給食費	実費	1学期分： 8月																																										
		9～2月分：各翌月																																										
		3月分： 3月																																										
医療費	本人負担額の実費	医療機関からの請求後随時																																										
支給費目	支給金額	支給時期																																										
学用品費	国庫補助基準額に準じる	1学期分： 8月																																										
通学用品費		2学期分： 12月																																										
新入学用品費		3学期分： 3月																																										
校外活動費（泊有無） 修学旅行費	実費																																											
学校給食費		実費の2分の1																																										
(2) 支給状況（平成15年度実績） 小学校 441人 26,416千円 中学校 242人 16,087千円	(2) 支給状況（平成15年度実績） 小学校 17人 458千円 中学校 14人 775千円																																											

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育関係の取扱い
調整内容	3 奨学金支給事業については、平成18年度までに新たな制度を検討する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
3 奨学金支給事業 生活困窮のために高等学校又は大学の学資の支弁が困難と認められる家庭の子弟に対し、その学資の一部を援助し、奨学の実をあげ、教育の振興を図る。 (1) 支給内容 ・高校生 月額 6,000 円 (給付) ・大学生 月額 15,000 円 (貸与) (2) 支給状況 (平成15年度実績) 高校生 146 人 10,344 千円 大学生 2 人 360 千円	3 奨学金支給事業 高等学校に在学し、善良にして学資の支弁が困難と認められる者に対し、奨学金を給付する。 (1) 支給内容 ・高校生 月額 8,000 円以内 (給付) (2) 支給状況 (平成15年度実績) 高校生 11 人 1,056 千円	平成18年度までに新たな制度を検討する。 平成17年度末までは現行のとおりとする。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 教育部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育関係の取扱い
調整内容	4 学校給食事業については、合併後5年以内を目途に調査検討し、実施する。それまでは現行のとおりとする。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
4 学校給食事業 市立小学校・養護学校の児童生徒に学校給食を実施する。 (1) 給食対象校及び対象者数(平成16年4月現在) 小学校13校、養護学校1校、児童生徒数4,004人 (2) 調理場数 9単独調理場(三樹・平田・三木・別所・緑が丘・緑が丘東・自由が丘・自由が丘東・広野小学校) 1共同調理場(志染・口吉川・豊地。瑞穂小学校、三木養護学校) (3) 配食内容 米飯週3回 炊飯・配送業者委託(2業者)、パン加工・配送業者委託(1業者) (4) 給食費 月額3,600円 (5) その他 平成16年9月より学校給食調理業務を1校ずつ順次民間委託している。	4 学校給食事業 町立幼稚園・小学校・中学校の児童生徒に学校給食を実施する。 (1) 給食対象校及び対象者数(平成16年4月現在) 幼稚園2園、小学校4校、中学校1校、児童生徒数1,264人 (2) 調理場数 1共同調理場 (3) 配食内容 米飯週3回 炊飯・パン加工・配送業者委託(1業者) (4) 給食費 幼稚園・小学校 月額4,000円 中学校 月額4,300円	新市における学校給食の実施については、学校給食を取り巻く諸情勢を踏まえ、教育委員会に(仮称)学校給食あり方調査検討委員会を設置し、合併後5年以内を目途に、最も適切なあり方を調査検討するものとし、それまでは現行のとおりとする。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育関係の取扱い
------	------------	------	------------

調整内容 5 市町立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に新たな制度を検討する。

現 況

三木市 吉川町 調整の具体的内容

5 市立幼稚園

(1) 幼稚園名・園児数

平成 16 年 5 月 1 日現在

幼稚園名	園児数		
	4 歳児	5 歳児	計
三樹	25	23	48
平田		21	21
三木	26	25	51
別所		34	34
志染		23	23
口吉川		11	11
豊地		11	11
瑞穂			
緑が丘		22	22
緑が丘東	25	44	69
自由が丘	25	57	82
自由が丘東		29	29
広野		19	19
計 13 幼稚園	101	319	420

(2) 対象児

- ・ 5 歳児 通園区域は小学校区に準ずる。
- ・ 4 歳児 市内を 4 ブロックに分割し、各ブロックの 4 園(三樹・三木・緑が丘東・自由が丘)で実施。各園 1 学級 25 人

5 町立幼稚園

(1) 幼稚園名・園児数

平成 16 年 5 月 1 日現在

幼稚園名	園児数		
	4 歳児	5 歳児	計
よかわ	32	41	73
みなぎ台	43	49	92
計 2 幼稚園	75	90	165

(2) 対象児

- ・ 5 歳児
 - ・ 4 歳児
- 通園区域
よかわ幼稚園 東吉川・中吉川・上吉川小学校区
みなぎ台幼稚園 みなぎ台小学校区

市町立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に新たな制度を検討する。

ただし、保育料の納付方法については、合併時に三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		各種事務事業の取扱い		関係項目	学校教育関係の取扱い	調整の具体的内容																		
現 況																								
三 木 市				吉 川 町																				
(3) 入園料・保育料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>4 歳児</th> <th>5 歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入園料</td> <td>11,000 円</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>保育料(月額)</td> <td>9,500 円</td> <td>5,900 円</td> </tr> </tbody> </table> 口座振替 毎月 25 日 市内に支店を置く銀行、信用金庫、農協が利用可				項 目	4 歳児	5 歳児	入園料	11,000 円	6,000 円	保育料(月額)	9,500 円	5,900 円	(3) 入園料・保育料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>4 歳児</th> <th>5 歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入園料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>保育料(月額)</td> <td>4,500 円</td> <td>4,500 円</td> </tr> </tbody> </table> 口座振替 毎月 10 日 三井住友銀行、中兵庫信用金庫、郵便局、農協が利用可		項 目	4 歳児	5 歳児	入園料	-	-	保育料(月額)	4,500 円	4,500 円	
項 目	4 歳児	5 歳児																						
入園料	11,000 円	6,000 円																						
保育料(月額)	9,500 円	5,900 円																						
項 目	4 歳児	5 歳児																						
入園料	-	-																						
保育料(月額)	4,500 円	4,500 円																						
(4) ことばの保育室 ことばに軽度な障害のある幼児に対して、ことばの指導を行う。																								
(5) 障害児担当介助員 幼児の安全を確保し、学級運営及び保育指導を保障するため障害児担当介助員を配置。				(4) 障害児担当介助員 幼児の安全を確保し、学級運営及び保育指導を保障するため障害児担当介助員を配置。																				

関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあつては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあつては3人の委員をもつて組織することができる。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。

- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 佐伯町及び吉和村の教育施設については、引き続き、現行のとおり管理及び運営を行う。 (2) 学校給食については、それぞれの施設を継続使用し、現行のとおり実施する。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1. 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。 2. 別子山村の奨学資金貸付基金については、新居浜市の奨学資金貸付基金に統合し、別子山村の奨学資金制度については、新居浜市の奨学資金制度に統一するものとする。 ただし、合併前に別子山村の奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。 3. 別子山村の福祉奨学給付金制度については、合併以後5年間存続し、以降廃止するものとする。 4. 学校給食については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	・ 少人数授業等講師、副教本作成事業は、関宿町では実施していないので、野田市の制度を関宿町においても適用する。 ・ 学校給食米、学校給食状況は、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。給食の経理については、関宿町の制度を適用し、市会計で処理する。なお、幼稚園の給食については、現行のとおりとし、野田市では実施しない。 ・ 学校給食調理業務は、両市町の運営内容に違いがあるので、当面現行のとおりとするが、関宿町の委託については野田市の第三セクターへの移行を検討する。

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	<p>ア 小・中学校の給食及び給食原材料保存用食品代補助については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。</p> <p>イ 豊浦町の中学校自転車通学ヘルメット購入費助成事業については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。</p> <p>ウ 小・中学校クラブ活動補助金については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。</p> <p>エ 適応指導教室については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度から新発田市の制度を適用する。</p>

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日 (合併予定)	<p>(1) ALT(英語指導助手)招致事業については、新市において西脇市の例により調整する。</p> <p>(2) 学校園建築・大規模改修・耐震診断等については、新市において早期に整備計画を立て、順次実施する。</p> <p>(3) 幼稚園保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に西脇市の例により統合する。</p> <p>(4) 幼稚園降園バス事業については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>(5) 預かり保育については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(6) 要・準要保護就学援助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度に再編する。</p> <p>(7) 奨学資金については、新市発足時に貸付事業を再編し、給付事業を廃止する。ただし、合併の前日までに両市町で認定したものについては、現行の制度を適用する。</p> <p>(8) 学校給食センターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、給食費等については、新市発足時に再編する。</p>
未定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日まで (合併予定)	<p>1 通園バス・スクールバスの運行については、合併時に再編する。</p> <p>2 自転車・バス通学補助については、新町に引き継ぐ。</p> <p>3 幼稚園運営については、新町に引き継ぐ。保育料等は合併時まで調整する。</p> <p>4 学校給食業務については、新町に引き継ぐ。 ただし、施設のあり方については、処理能力、生徒数の動向を勘案し、近代化、衛生、防災面等の対応も含めて新町で検討する。</p> <p>5 学校給食費については、合併時まで調整する。</p> <p>6 給食運営委員会については、合併時に再編する。 ただし、報酬については、特別職の身分の取扱いとして、別途調整する。</p>

提案第 6 1 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

- 1 吉川町の農業委員会は、三木市の農業委員会に統合する。
- 2 農業委員会の委員については、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、吉川町の農業委員会の選挙による委員のうち 8 名に限り、三木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き三木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、8 名の選出については吉川町の農業委員で選挙による委員である者の互選による。
- 3 特例期間終了後の委員の定数については、合併後調整する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 産業経済部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	関係項目	専門部会名 産業経済部会																													
調整内容	<p>1 吉川町の農業委員会は、三木市の農業委員会に統合する。</p> <p>2 農業委員会の委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、吉川町の農業委員会の選挙による委員のうち8名に限り、三木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き三木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、8名の選出については吉川町の農業委員で選挙による委員である者の互選による。</p> <p>3 特例期間終了後の委員の定数については、合併後調整する。</p>																															
現		況																														
三木市		吉川町																														
<p>1 三木市農業委員会</p> <p>(1) 委員の構成</p> <table border="1" data-bbox="190 598 772 790"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>現在数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙による委員</td> <td>16名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>法第12条第1号委員</td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>法第12条第2号委員</td> <td>5名</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23名</td> <td>23名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 任期</p> <p>平成15年 5月 1日から 平成18年 4月30日まで</p> <p>(3) 選挙区 4選挙区</p>		定数	現在数	選挙による委員	16名	16名	法第12条第1号委員	2名	2名	法第12条第2号委員	5名	5名	合計	23名	23名	<p>2 吉川町農業委員会</p> <p>(1) 委員の構成</p> <table border="1" data-bbox="929 598 1556 790"> <thead> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>現在数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙による委員</td> <td>16名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>法第12条第1号委員</td> <td>1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>法第12条第2号委員</td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19名</td> <td>19名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 任期</p> <p>平成15年10月20日から 平成18年10月19日まで</p> <p>(3) 選挙区 1選挙区</p>		定数	現在数	選挙による委員	16名	16名	法第12条第1号委員	1名	1名	法第12条第2号委員	2名	2名	合計	19名	19名	<p>調整の具体的内容</p> <p>吉川町の農業委員会は、三木市の農業委員会に統合する。</p> <p>農業委員会の委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、吉川町の農業委員会の選挙による委員のうち8名に限り、三木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き三木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、8名の選出については吉川町の農業委員で選挙による委員である者の互選による。</p> <p>特例期間終了後の委員の定数については、合併後調整する。</p>
	定数	現在数																														
選挙による委員	16名	16名																														
法第12条第1号委員	2名	2名																														
法第12条第2号委員	5名	5名																														
合計	23名	23名																														
	定数	現在数																														
選挙による委員	16名	16名																														
法第12条第1号委員	1名	1名																														
法第12条第2号委員	2名	2名																														
合計	19名	19名																														

農業委員会の委員の任期及び定数の取扱いについて

- ・編入合併の場合、編入する市町村の農業委員会の委員はそのまま存在し、編入される市町村の委員はすべてその身分を失うことになるのが原則です。
- ・これに対して、合併特例法には市町村の合併の際、編入される市町村の農業委員会の選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の農業委員会の委員の残任期間を在任することができるかとされています。この場合において、市町村の合併の際に編入される市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、編入する市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めます。

原則として、農業委員会は1自治体につき1のものですが、市町村面積が24,000ヘクタール以上、又は農地面積が7,000ヘクタール以上のいずれかの要件を満たしたときは、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができます。（農業委員会等に関する法律第3条第2項）

三木市・吉川町の場合

項目	三木市	吉川町
農業就業人口 (農業センサスによる)	2,519人	1,277人
農業委員会委員数 (選挙による委員)	16人	16人

上記により、人口按分すると、

在任する委員数 $8人(16人 \times (1,277人 \div 2,519人) \approx 8.11人)$

在任する委員数に端数があるときは四捨五入し、在任する委員数が0.5未満となる場合にはこれを1とします。

農業委員会の委員については、選挙による委員、選任による委員をもって構成します。

- 1 選挙による委員（農業委員会等に関する法律第7条、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2） 10人以上30人以下
- 2 選任による委員（農業委員会等に関する法律第12条）
農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事 各1人
当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5人以内
- 3 農業委員会の委員の任期については、選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算します。選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、その職を失います。

関係法令

農業委員会等に関する法律

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。

(選挙による委員)

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第30条の2第1項の経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)各1人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日(選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日)まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るのは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区	分	定数の基準
1	(一)	その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	20人以下
	(二)	10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会		30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会		40人以下

市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 佐伯町及び吉和村の農業委員会は、廿日市市の農業委員会に統合するものとする。 (2) 佐伯町及び吉和村の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定により、廿日市市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1. 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。 2. 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち2名は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の委員の残任期間に限り、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。この場合において、2名の選出については、別子山村の農業委員で選挙による委員である者の互選により、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	1. 選挙による委員定数は在任特例を適用し、在任特例期間終了後は、野田市農業委員会に関する条例第2条の規定により20人とします。選任による委員定数は7人以内とします。 2. 選挙による関宿町農業委員は、野田市農業委員の在任期間である平成17年7月19日まで引続き野田市農業委員として在任します。（合併特例法第8条を適用）ただし、関宿町の議会・農協・農業共済から推薦された選任委員は失職します。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	1. 豊浦町の農業委員会は、新発田市の農業委員会に統合する。 2. 豊浦町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第2号の規定により、新発田市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併時に新市に1つの農業委員会を置き、3町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 2 在任期間終了後最初に行われる選挙については、3選挙区とし選挙による委員の定数は24人とする。 3 選任による委員については、農業委員会等に関する法律第12条第1項に規定する委員を1人、同法第12条第2項に規定する委員を5人とする。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は20人とする。 (2) 両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 (3) 在任特例期間中の選挙による委員の報酬については、それぞれ現行の報酬額を適用する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 新町の農業委員会は1つとし、委員の定数は選挙選出委員30人、推薦委員は6人、合計36人とする。 2 選挙による委員の任期については、在任特例を適用し、新町発足日より1年以内の選挙を行う日まで、引き続き新町の農業委員会委員として在任する。 3 合併後、最初に行われる選挙以降の農業委員会委員の報酬については、特別職の身分の取り扱いとして、別途調整する。

提案第 6 2 号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日提出

三木市・吉川町合併協議会
会 長 加 古 房 夫

市町村の合併の特例に関する法律第 5 条の 4 の規定による地域審議会については、設置しない。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会
協議項目	地域審議会の取扱い	関係項目	
調整内容	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定による地域審議会については、設置しない。		
参 考		調整の具体的内容	
<p>1 地域審議会制度の概要</p> <p>合併後も地域住民の意見を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するため、合併前の市町村の協議により、旧市町村の区域を単位として、必要な区域に地域審議会を設置することができる。</p> <p>地域審議会は、旧市町村の区域に関する事務に関して、新市町村の長の諮問に応じて、意見を述べる。</p> <p>また、新市町村の長は、市町村建設計画を変更しようとするときには、地域審議会が置かれている場合には、その意見を聴かなければならないこととされている。</p> <p>2 地域審議会の設置手続き</p> <p>(1) 合併前の関係市町村の協議により、設置することができる。</p> <p>(2) 関係市町村の協議事項</p> <p>ア 地域審議会を設置する期間、区域</p> <p>イ 地域審議会の組織</p> <p>ウ 地域審議会の定数、任期、任免</p> <p>エ その他必要な事項</p> <p>(3) 関係市町村の協議は、議会の議決を経て成立し、その内容を告示しなければならない。</p> <p>(4) 地域審議会の設置に関する協議事項を変更する場合は、新市町村の条例で定めなければならない。</p>		<p>地域審議会については、両市町の融和を図り新市としての一体性を醸成する施策を重視すべきであるため、設置しない。</p> <p>ただし、吉川地域では、合併に伴う制度、サービス等の変化が大きいことから、住民の意見の反映の場として、また、住民との協働参画のまちづくりを推進するため、(仮称)地域住民会議を設置する。</p>	

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法

(委員会・委員及び附属機関の設置)

第138条の4 1～2 (省略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(附属機関の職務権限・組織等)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別な定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

先進事例

兵庫県下における地域審議会または地域自治区の設置（協議）状況は、次のとおりです。

1. 設置しているもの

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	合併形態
養父市	八鹿町、養父町、大屋町、関宮町	平成 16 年 4 月 1 日	新 設
丹波市	柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町	平成 16 年 11 月 1 日	新 設

2. 設置を予定しているもの

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	合併形態
未 定	龍野市、新宮町、揖保川町、御津町	平成 17 年 3 月まで(合併予定)	新 設
香美町	香住町、村岡町、美方町	平成 17 年 4 月 1 日(合併予定)	新 設
淡路市	津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町	平成 17 年 4 月 1 日(合併予定)	新 設
姫路市	姫路市、香寺町、安富町	平成 18 年 3 月 27 日(合併予定)	編 入

は地域自治区を設置予定

3. 設置しないもの

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	合併形態
篠山市	篠山市、西紀町、丹南町、今田町	平成 11 年 4 月 1 日	新 設
南あわじ市	緑町、西淡町、三原町、南淡町	平成 17 年 1 月 11 日(合併予定)	新 設
朝来市	生野町、和田山町、山東町、朝来町	平成 17 年 4 月 1 日(合併予定)	新 設
豊岡市	豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町	平成 17 年 4 月 1 日(合併予定)	新 設
宍粟市	山崎町、一宮町、波賀町、千種町	平成 17 年 4 月 1 日(合併予定)	新 設
温泉町	浜坂町、温泉町	平成 17 年 4 月 1 日(合併予定)	新 設

4. 協議中のもの

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	合併形態
加東市	社町、滝野町、東条町	平成 17 年 3 月 31 日まで(合併予定)	新 設
未 定	中町、加美町、八千代町	平成 17 年 3 月 31 日まで(合併予定)	新 設
佐用町	佐用町、上月町、南光町、三日月町	平成 17 年 3 月 31 日まで(合併予定)	新 設
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成 17 年 10 月 1 日(合併予定)	新 設
未 定	神崎町、大河内町	平成 17 年 11 月 1 日(合併予定)	新 設
姫路市	姫路市、家島町	平成 18 年 3 月 27 日(合併予定)	編 入
姫路市	姫路市、夢前町	平成 18 年 3 月 27 日(合併予定)	編 入

提案第63号

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 吉川町の常勤の特別職（町長、助役及び教育長）については、合併の日の前日をもって失職する。
- 2 吉川町のその他の非常勤の特別職については、合併の日の前日をもって失職する。ただし、合併後の審議会等の委員構成等については、適切な配慮措置を講じる。
- 3 報酬等については、三木市の制度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目		専門部会名	各部会
調整内容		1 吉川町の常勤の特別職（町長、助役及び教育長）については、合併の日の前日をもって失職する。 2 吉川町のその他の非常勤の特別職については、合併の日の前日をもって失職する。ただし、合併後の審議会等の委員構成等については、適切な配慮措置を講じる。 3 報酬等については、三木市の制度に統一する。					
		現 況 (H16.4.1 現在)				調整の具体的内容	
区分		三 木 市		吉 川 町			
		報 酬	任 期	報 酬	任 期		
常勤の特別職	市（町）長	月額 915,000 円	H14. 1.21 ~ H18. 1.20	月額 820,000 円	H16. 3. 6 ~ H20. 3. 5	吉川町の常勤の特別職（町長、助役及び教育長）については、合併の日の前日をもって失職する。	
	助 役	月額 790,000 円	H14. 4. 1 ~ H18. 3.31	月額 660,000 円	H14. 4. 1 ~ H18. 3.31		
	収 入 役	月額 685,000 円	H14. 4. 1 ~ H18. 3.31	助 役 兼 掌			
	教 育 長	月額 685,000 円	H15.12. 1 ~ H17. 9.30	月額 600,000 円	H16.10. 1 ~ H20. 9.30		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目	専門部会名 各部会	
現 況 (H16.4.1 現在)					調整の具体的内容	
区 分		報 酬				
		三 木 市	吉 川 町			
議 会 議 員	議 長	月額	554,000 円	月額	330,000 円	報酬等については、三木市の制度に統一する。 (議会議員及び農業委員会委員の取扱いは、別途協議する。)
	副議長	月額	478,000 円	月額	250,000 円	
	常任委員会委員長	月額	447,000 円			
	” 副委員長	月額	441,500 円			
	議会運営委員会委員長	月額	447,000 円			
	” 副委員長	月額	441,500 円			
	特別委員会委員長	月額	447,000 円			
	” 副委員長	月額	441,500 円			
	議 員	月額	423,000 円	月額	230,000 円	
農 業 委 員 会	会 長	月額(年額)	55,000 円(660,000 円)	年額	260,000 円	
	副会長	月額(年額)	44,000 円(528,000 円)			
	委 員	月額(年額)	38,000 円(456,000 円)	年額	226,000 円	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目		専門部会名	各部会
区分		現 況 (H16.4.1 現在)				調整の具体的内容	
		報 酬					
		三 木 市		吉 川 町			
そ の	教育委員会	月額(年額) 委員長 80,000円 (960,000円) 委員 63,000円 (756,000円)	年額 委員長 350,000円 委員 287,000円	吉川町のその他の非常勤の特別職については、合併の日の前日をもって失職する。 ただし、合併後の審議会等の委員構成等については、適切な配慮措置を講じる。 報酬等については、三木市の制度に統一する。			
	監査委員	月額(年額) 議員 47,000円 (564,000円) 学識経験者 110,000円 (1,320,000円)	年額 議員 198,000円 学識経験者 310,000円				
	選挙管理委員会	月額(年額) 委員長 44,000円 (528,000円) 委員 33,000円 (396,000円) 日額 補充員 8,000円	年額 委員長 104,000円 委員 93,000円				
	公平委員会	年額 委員長 148,000円 委員 133,000円	日額 委員長 8,500円 委員 8,000円				
	固定資産評価審査委員会	日額 委員長 13,300円 委員 10,200円	日額 委員長 8,500円 委員 8,000円				
	選挙関係	日額 選挙長 12,000円 投票管理者 33,000円 開票管理者 12,000円 選挙立会人 10,000円 投票立会人 14,500円 開票立会人 10,000円	1選挙につき 選挙長 13,000円 投票管理者 13,000円 開票管理者 13,000円 選挙立会人 10,700円 投票立会人 10,700円 開票立会人 10,700円				
	国民健康保険運営協議会	日額 会長 11,600円 委員 10,200円	日額 会長 8,500円 委員 8,000円				
	予防接種健康被害調査委員会	日額 8,000円					
	健康づくり推進協議会	日額 8,000円	日額 会長 8,500円 委員 8,000円				
	交通安全対策会議	日額 8,000円					
他	総合計画策定審議会	日額 8,000円	日額 会長 8,500円 委員 8,000円				
	総合計画審議会	日額 8,000円	日額 会長 8,500円 委員 8,000円				
	都市計画審議会	日額 8,000円	日額 会長 8,500円 委員 8,000円				

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目		専門部会名 各部会	
		現 況 (H16.4.1 現在)				調整の具体的内容	
区 分		報 酬					
		三 木 市		吉 川 町			
そ 他	土地区画整理審議会	日額	8,000 円	日額	8,000 円		
	土地区画整理法第 65 条による評価員	日額	8,000 円				
	農業振興審議会	日額	8,000 円				
	病院事業運営審議会	日額	8,000 円				
	名誉市民選考委員会	日額	8,000 円				
	特別職報酬等審議会	日額	会長 13,300 円 委員 10,200 円	日額	会長 8,500 円 委員 8,000 円		
	公文書公開審査会	日額	会長 11,600 円	日額	会長 8,500 円		
	情報公開審査会		委員 10,200 円		委員 8,000 円		
	個人情報保護審査会	日額	会長 11,600 円 委員 10,200 円				
	金物振興審議会	日額	8,000 円				
	商店振興協議会	日額	8,000 円				
	防災会議	日額	8,000 円	日額	会長 8,500 円 委員 8,000 円		
	水防協議会	日額	8,000 円				
	市立学校校区審議会	日額	8,000 円				
適正就学指導委員会			日額	会長 8,500 円 委員 8,000 円			
心身障害児就学指導委員会	日額	8,000 円					
就学前教育審議会	日額	8,000 円	日額	会長 8,500 円 委員 8,000 円			
勤労青少年ホーム運営委員会	日額	8,000 円					
社会教育委員	日額	8,000 円	日額	委員長 8,500 円 委員 8,000 円			

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目	専門部会名	各部会
現 況 (H16.4.1 現在)						
区 分		報 酬			調整の具体的内容	
		三 木 市		吉 川 町		
そ の	公民館運営審議会	日額	8,000 円	日額	8,000 円	
	図書館協議会	日額	8,000 円			
	美術館協議会	日額	8,000 円			
	青少年問題協議会	日額	8,000 円	日額	8,000 円	
	体育指導委員	年額	40,000 円	日額	8,000 円	
	文化財保護審議会	日額	8,000 円	日額 会長	8,500 円	
				委員	8,000 円	
	環境審議会	日額	8,000 円			
	規制対象施設建築等審査委員会	日額	8,000 円			
	人権尊重のまちづくり推進審議会	日額	8,000 円			
	あったかいまちづくり推進委員会			日額 会長	8,500 円	
				委員	8,000 円	
	隣保館運営委員会	日額	8,000 円			
	民生委員推せん会	日額	8,000 円	日額 委員長	8,500 円	
			委員	8,000 円		
他	社会福祉審議会	日額	8,000 円			
	介護認定審査会	日額 委員長(職務代理者)	15,000 円	日額 会長(副会長)	15,000 円	
		委員	12,500 円	委員	12,500 円	
	介護保険運営協議会	日額	8,000 円			
	行財政改革推進委員会			日額 委員長	8,500 円	
	行政改革推進委員会	日額	8,000 円	委員	8,000 円	
住居表示等審議会	日額	8,000 円				

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目	専門部会名	各部会
現 況				(H16.4.1 現在)		調整の具体的内容
区 分		報 酬				
		三 木 市		吉 川 町		
そ	法律相談員	1時間につき	10,000 円			
	宿日直嘱託員	月額	19,000 円			
	消費生活苦情相談員	月額	85,000 円			
	生活安全指導員	月額	80,000 円			
	人権啓発専門員	月額	80,000 円			
	町医			日額	34,000 円	
	福祉事務所嘱託医	月額	60,000 円			
	保育所嘱託医	年額	内科医(1施設当たり) 144,000 円 歯科医(1施設当たり) 80,000 円	日額	34,000 円	
	さつき園嘱託医	月額	50,000 円			
	市営住宅管理人	年額	13,200 円 (管理戸数1戸につき480円を加算)			
	幼稚園長	月額(年額)	10,000 円(120,000 円)	年額	(常勤的園長を除く) 50,000 円	
	幼稚園主事	月額	5,000 円			
他	小、中、養護学校校医	年額	1校当たり 252,000 円 (児童生徒1人当たり461円、管理料1校当たり30,000円を加算)	年額	1校当たり 220,000 円 (児童生徒1人当たり330円を加算)	
	小、中、養護学校歯科医	年額	1校当たり 199,000 円 (児童生徒1人当たり461円、管理料1校当たり16,000円を加算)	年額	1校当たり 198,000 円 (児童生徒1人当たり330円を加算)	
	小、中、養護学校耳鼻科医	年額	1校当たり 199,000 円 (児童生徒1人当たり461円、兼務1校当たり52,000円を加算)	年額	1校当たり 198,000 円 (児童生徒1人当たり330円を加算)	
	小、中、養護学校眼科医	年額	1校当たり 199,000 円 (児童生徒1人当たり461円、兼務1校当たり52,000円を加算)			
	幼稚園園医	年額	1園当たり 126,000 円 (園児1人当たり461円、管理料1園当たり15,000円を加算)	年額	1園当たり 132,000 円 (園児1人当たり330円を加算)	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		特別職の職員の身分の取扱い		関係項目	専門部会名	各部会
現 況				(H16.4.1 現在)		調整の具体的内容
区 分		報 酬				
		三 木 市		吉 川 町		
そ の 他	幼稚園歯科医	年額 1園当たり (園児1人当たり461円、管理料1園当たり8,000円を加算)	99,500円	年額 1園当たり (園児1人当たり330円を加算)	132,000円	
	小、中、養護学校薬剤師	年額 1校当たり	157,000円	年額 1校当たり	50,000円	
	教育委員会結核対策委員会			日額 会長 委員	8,500円 8,000円	
	青少年補導委員	年額	16,000円			
	人権教育指導員	月額	11,000円			
	行政経営アドバイザー	月額	30,000円			

関係法令

地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの。

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

地方自治法

(市町長)

第139条 都道府県に知事を置く。

2 市町村に市町村長を置く。

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算については、公職選挙法第259条及び第259条の2の定めるところによる。

(助役の設置)

第161条 都道府県に副知事1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(収入役)

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

- 4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。
- 5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。
- 6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。
- 7～9 (省略)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

- 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条から第29条までの規定の適用を妨げない。
- 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

設置しなければならない行政委員会

地方自治法

(委員会及び委員の設置)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- (1) 教育委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4) 監査委員

2 (省略)

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- (1) 農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会

4～8 (省略)

【教育委員会】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあつては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という)の教育委員会にあつては3人の委員をもつて組織することができる。

【選挙管理委員会】

地方自治法

(設置及び組織)

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する

(選挙管理委員の任期)

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

【公平委員会】

地方公務員法

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第7条 都道府県及び地方自治法(昭和22年法律67号)第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ)15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2~9 (省略)

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【監査委員】

地方自治法

(設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。

(監査委員の任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

【農業委員会】

農業委員会等に関する法律

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という)のない市町村には、農業委員会を置かない。

【固定資産評価審査委員会】

地方税法

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は当該市町村の住民市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～5 (省略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

法令により設置又は設置することが出来る審議会・委員会

【国民健康保険運営審議会】

国民健康保険法

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

【民生員推薦会】

民生委員法

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という）の意見を聴いてこれを行う。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

【防災会議】

災害対策基本法

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

【水防協議会】

水防法

（水防協議会）

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

【土地区画整理審議会】

土地区画整理法

（土地区画整理審議会の設置）

第56条 都道府県又は市町村が第3条第3項の規定により施行する土地区画整理事業ごとに、都道府県又は市町村に、土地区画整理審議会（以下本節において「審議会」という）を置く。

【青少年問題協議会】

地方青少年問題協議会設置法

（設置）

第1条 都道府県及び市特別区を含む以下同じ町村に附属機関としてそれぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ（以下「地方青少年問題協議会」と総称する）を置くことができる。

【都市計画審議会】

都市計画法

（市町村都市計画審議会）

第77条の2 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

【公民館運営審議会】

社会教育法

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

【文化財保護審議会】

文化財保護法

（地方文化財保護審議会）

第105条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

【図書館協議会】

図書館法

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

社会教育法

（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

【体育指導委員】

スポーツ振興法

（体育指導委員）

第19条 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

その他の審議会、委員会等

地方自治法

(委員会・委員の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は法律又は条例の定めるところにより執行機関の附属機関として自治紛争処理委員審査会審議会調査会その他の調停審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 佐伯町及び吉和村の、常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、3市町村の長が別に協議して定めるものとする。 (2) 佐伯町及び吉和村の、非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の設置の必要性を検討し、調整を行うものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	別子山村の常勤の特別職の職員（村長、助役及び教育長）の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定めるものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	常勤の特別職の給料等、非常勤特別職の報酬等は、野田市の制度を適用する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	豊浦町の特別職の職員（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。
前橋市	前橋市、大胡町、宮城村、粕川村	平成16年12月5日	大胡町、宮城村及び粕川村に置かれている附属機関等は、原則として前橋市に統合するものとする。 なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。 附属機関等の委員構成については、必要により富士見村の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

提案第64号

各種事務事業（情報関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（情報関係事業）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

コミュニティー放送（エフエムみっきい）については、現行のとおりとし、放送エリアを吉川町全域に拡大するよう努める。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会、総務部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	情報関係事業の取扱い
調整内容	コミュニティ放送（エフエムみっきい）については、現行のとおりとし、放送エリアを吉川町全域に拡大するよう努める。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 コミュニティー放送（エフエムみっきい） 暮らしに密着した身近な話題やタイムリーな情報を提供しながら、災害等の非常時には三木市が今どんな状態なのかを素早く伝えている。 (1) 事業者 (株)エフエム三木 (2) 資本金 6,500万円(うち三木市 2,000万円) (3) 開局 平成8年12月1日 (4) 周波数 76.1MHz (5) 放送局(スタジオ) 三木市役所みっきいホール内 (6) 放送エリア 三木市全域と神戸市(西区・北区)、加古川市、小野市、稲美町、東条町、吉川町の一部	1 コミュニティー放送 なし	現行のとおりとする。 放送エリアを吉川町全域に拡大するよう努める。	

『コミュニティFM』とは

コミュニティFMとは、平成4年1月に制度化された超短波（FM）放送局です。

市町村の一部の区域をエリアとし、原則として空中線電力を20W以下で必要な放送エリアをカバーできる必要最小限のものとし、周波数は76.1MHzから90MHzまでの地上波エフエムラジオ放送と同じ周波数帯（超短波帯）を使用します。通常のFM周波数帯の電波を利用するので、カーラジオや市販されているFMラジオ受信機で簡単に聞くことができます。

既存の放送局の様に特定の人たちがつくった番組では無く、地域の特色を生かした番組、地域住民が制作に参加した番組や急を要する情報を提供する事により、地域情報の発信拠点となっています。

平成14年3月現在で、全国で152局が開局しています。

提案第65号

各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて

各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

社会福祉協議会の統合については、両市町社会福祉協議会の合併協議に委ねる。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 健康福祉部会	
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会福祉協議会の取扱い
調整内容	社会福祉協議会の統合については、両市町社会福祉協議会の合併協議に委ねる。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
1 社会福祉協議会	1 社会福祉協議会	両市町社会福祉協議会の合併協議に委ねる。	
(1) 名称 社会福祉法人 三木市社会福祉協議会	(1) 名称 社会福祉法人 吉川町社会福祉協議会		
(2) 所在地 三木市末広1丁目9番27号 三木市立高齢者生きがいセンター内	(2) 所在地 吉川町大沢412 吉川町健康福祉センター内		
(3) 役員 理事 15人 監事 2人	(3) 役員 理事 12人 監事 2人		
(4) 評議員 40人	(4) 評議員 30人		
(5) 設立 昭和29年10月1日 (社会福祉法人認可：昭和43年3月27日)	(5) 設立 平成2年10月4日 (社会福祉法人認可：平成2年9月26日)		
(6) 委託事業	(6) 委託事業		
ア 市委託事業	ア 町委託事業		
・市民ふくし相談事業	なし		
イ 県社協委託事業	イ 県社協委託事業		
・生活福祉資金貸付事業	・生活福祉資金貸付事業		
・福祉サービス利用援助事業(基幹的社会福祉協議会を含む)	・福祉サービス利用援助事業		
・まちの子育てひろば事業	・まちの子育てひろば事業		

関係法令

市町村の合併の特例に関する法律

(国、都道府県等の協力等)

第16条 1～7 (省略)

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

地方自治法

(公共的団体等の監督)

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区(地方自治法第252条の20に規定する区をいう)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を超えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数5分の1を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 3町の社会福祉協議会については、新市発足に合わせて統合できるよう調整する。 2 新市から社会福祉協議会への事業委託及び補助については、協議会の事情を尊重し、合併時に調整する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	(1) 社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。 (2) 社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足までに調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 社会福祉協議会については、各社会福祉協議会の事情を尊重しながら、合併時に統合できるよう調整する。 2 社会福祉協議会に対する助成については、新町移行までに調整する。 3 社会福祉協議会委託(施設管理運営)については、新町に引き継ぐ。

提案第66号

各種事務事業（行政区（自治会・行政連絡機構）関係）の取扱い
について

各種事務事業（行政区（自治会・行政連絡機構）関係）の取扱いについて、
次のとおり提案する。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

行政区（自治会・行政連絡機構）制度については、合併時に三木市の制
度に統一する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	行政区（自治会・行政連絡機構）関係の取扱い
調整内容	行政区（自治会・行政連絡機構）制度については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現		況	
三木市		吉川町	
1 区長 住民に行政の現況を周知させるとともに住民の要望を行政に反映させ、地域の発展に資するため、市長が住民自治組織代表者を区長に委嘱し、市政の伸展を図る。 (1) 職務 ・市の補助組織として、市の依頼した調査、研究、広報活動を行う。 ・住民の要望、行政課題等について市への伝達活動を行う。 (2) 身分等 市の非常勤嘱託 (3) 連絡調整組織 ア 区長協議会 三木地区区長協議会 49 自治会 別所地区区長協議会 17 自治会 志染地区区長協議会 14 自治会 細川地区区長協議会 22 自治会 口吉川地区区長協議会 15 自治会 緑が丘地区区長協議会 12 自治会 自由が丘地区区長協議会 13 自治会 青山地区区長協議会 6 自治会 合計 148 自治会 イ 区長協議会連合会 ・会長 1人 副会長 1人（任期 1年間） ・会議 理事会（毎月第一木曜日開催） (4) 加入戸数 22,722 戸 組数 1,450 組	1 区長 住民に行政の現況を周知させるとともに住民の要望を行政に反映させ、地域の発展に資する。 (1) 職務 ・広報誌の配布、各種調査、町からの又は住民相互の連絡・回覧、イベントへの参加、募金への協力依頼等 (2) 身分等 自治会会長は、『区長』と呼称し、身分保障はなし (3) 連絡調整組織 ア 区長協議会 ・会長 1人 副会長 2人（任期 1年間） ・会議 定例会（5月・12月・2月開催） 東吉川地域 13 地区 中吉川地域 21 地区（内 みなぎ台 5 自治会） 上吉川地域 12 地区 合計 46 地区 (4) 加入戸数 2,669 戸	合併時に三木市の制度に統一する。 吉川町区長協議会は、吉川地区 1 地区として三木市区長協議会連合会に加入する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名 企画部会		
協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	行政区（自治会・行政連絡機構）関係の取扱い	
現		況		
三木市		吉川町		
		調整の具体的内容		
(5) 交付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長連合会 会長 380,000 円/人、地区会長 260,000 円/人 ・ 各地区区長協議会 地区割 360,000 円/地区 <li style="padding-left: 20px;">区長割 41,000 円/人 <li style="padding-left: 20px;">世帯割 300 円/戸 	(5) 交付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長協議会助成金 1,600,000 円/年額 ・ 各地区委託料（文書配布等区長委託料） <li style="padding-left: 20px;">地区割 111,000 円/地区 <li style="padding-left: 20px;">世帯割 1,550 円/戸 	
(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長業務活動中の事故に備え、傷害保険に加入。支払いは区長協議会連合会 			

先進事例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	自治会(行政区)は、野田市の自治会制度に移行するが、関宿町の現在の54の行政区をベースとして自治会に移行し、合併後、届出により自治会組織の分割等を受け付ける。

提案第67号

その他必要な事項の取扱い(その2)について

その他必要な事項の取扱い(その2)について、次のとおり提案する。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

- 1 CI計画については、合併時に再編する。
- 2 新婚世帯家賃補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 国民体育大会の実行委員会については、現行のとおりとし、実施本部については、合併時に再編する。

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会・総務部会
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その2)	関係項目	
調整内容	1 CI計画については、合併時に再編する。		
現		況	
三木市		吉川町	
1 CI計画 地域の特性を活かしながら、住民主体のまちづくりを進める。(具体的な計画はない) (1) 地域住民による公民館活動 ・市立の各公民館において、住民が主体となり、地域の特性を活かしたイベント・活動が行われている。 (2) 主な事業 ・夏まつり、文化祭、音楽祭、藤原惺窩まつり等各地域の特性を活かした住民主体のイベント ・地域スポーツクラブを中心としたスポーツ活動 (3) 活動推進支援体制 ・教育委員会の機関である公民館長を、市長部局の主幹(地域まちづくり担当)に併任し、企画政策課と連携しながら、地域住民のニーズ把握、住民主体のまちづくり推進に取り組んでいる。 ・平成16年度から、地域コミュニティ活性化事業として、各地区での新たな住民主体の取組みに対し、支援を行うことにしている。	1 CI計画 地域資源を発掘し、人的資源と結びつけ活性化させて地域の振興を図る。 (1) 全町的・全庁的な自主活動 ・「山田錦のさと-よかわ」をCI理念として、住民・事業者・職員とが一体となって、各種の地域資源を活かしたイベント・活動が行われている。 (2) 主な事業 ・山田錦まつり(毎年3月上旬に開催し、約1万人の来場者。村米部会・農会長会・酒造会社11社の参加) ・マスコット(よかピー)の選定(ピンバッジ、カンバッジ、着ぐるみの作製) ・ウオ キングコースの設置(よかたん周辺を巡る4km・10kmのコース) ・さくらウオーク・サマーうおーく・もみじウオーク(ウオ キングコースを利用して実施。各大会に約100人が参加) ・遊農楽山活動(通年活動として米づくり、黒豆づくり、蕎麦、収穫祭を実施。約50人が参加) ・ミツカン吉川ピオトープ(ミツカン吉川ピオトープ研究会(約30人)を設置し、よかわ里山公園活動・湿地ピオトープづくりを推進) (3) 活動推進支援体制 ・吉川町CI計画を策定し、CI計画プロジェクトチームが企画調整課と連携しながら、各種CI事業に取り組んでいる。平成13年度から、各種CI事業に支援をしている。	合併時に再編する。 住民主体のまちづくりを進めていくため、各地域の特性を活かしたイベントや住民活動に対して、一定の支援を行う。	

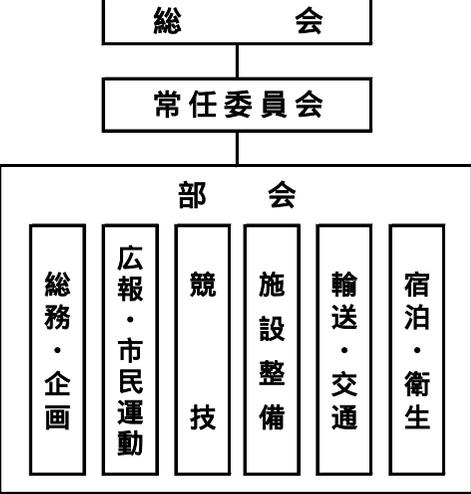
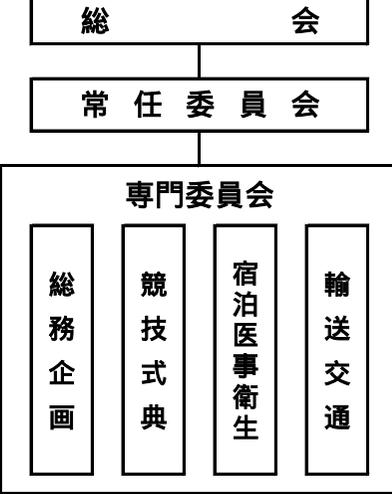
三木市・吉川町合併協議会の調整内容

		専門部会名	企画部会・総務部会
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その2)	関係項目	
調整内容	2 新婚世帯家賃補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
2 新婚世帯家賃補助事業 市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年世帯の定着及び都市の活性化を図ることを目的とする。	2 新婚世帯家賃補助事業 なし	合併時に三木市の制度を適用する。 対象者を吉川町まで拡大する。	
(1) 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届日から1年以内で、夫婦の満年齢が70歳未満の新婚世帯 ・平成16年4月1日以降に、市内の民間賃貸住宅と賃貸借契約を締結し、現に居住し、住民基本台帳に記載されている者(又は外国人登録法に基づく登録者) ・新婚世帯の前年の合計年間総収入金額が600万円以下 ・他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。 ・市税、家賃等を滞納していないこと。 		
(2) 補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦又はどちらか一方が市外から転入の場合は、10,000円 ・夫婦とも市内の場合は、5,000円 ・家賃が補助額以下の場合は、実質家賃補助額 		
(3) 補助期間	最長36ヶ月間		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

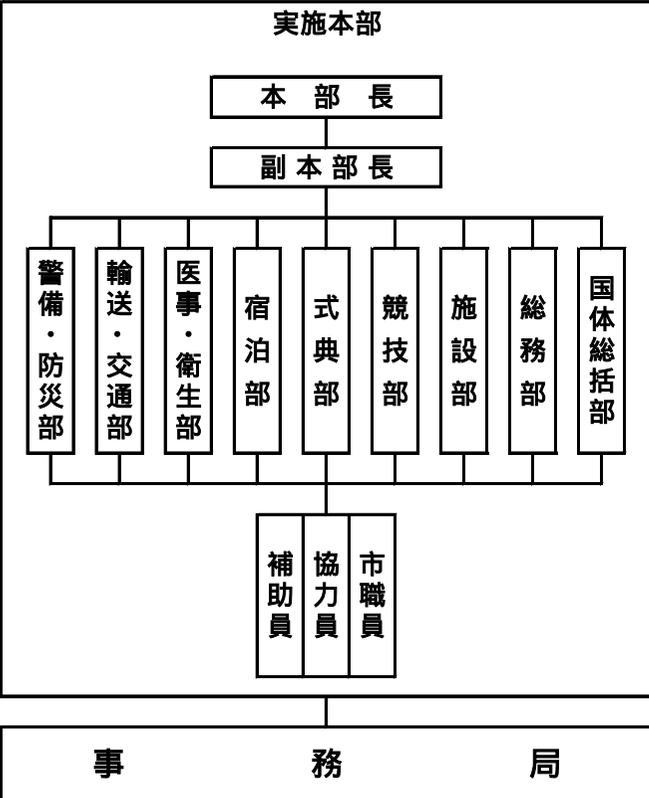
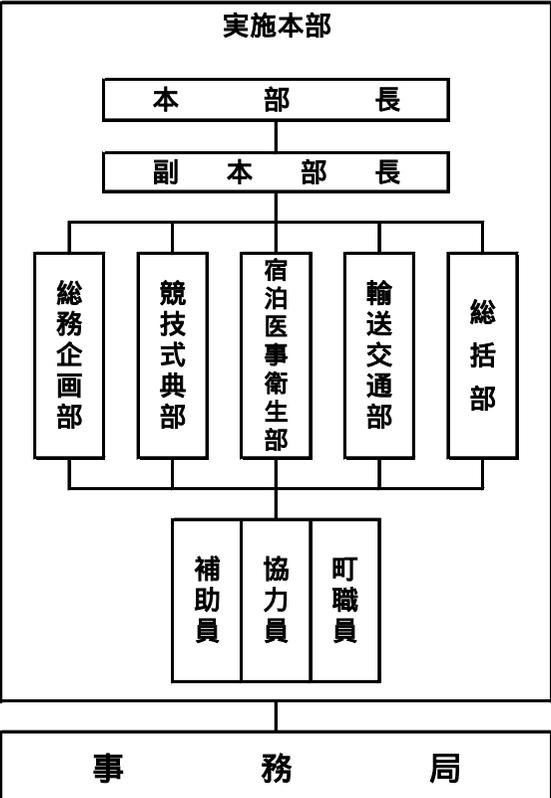
		専門部会名	企画部会・総務部会
協議項目	その他必要な事項の取扱い(その2)	関係項目	
調整内容	3 国民体育大会の実行委員会については、現行のとおりとし、実施本部については、合併時に再編する。		
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
3 国民体育大会 (1) のじぎく兵庫国体(第61回国民体育大会) ア 競技種目 サッカー(少年男子)、馬術(全種別)、スポーツ芸術 イ 会 場 サッカー 三木総合防災公園 馬 術 三木ホースランドパーク ウ 会 期 サッカー 平成18年10月1日～ 5日 馬 術 平成18年10月6日～10日 エ 出場チーム サッカー 16チーム(少年男子32チーム) 馬 術 47都道府県 オ 宿泊方法 民間施設 カ のじぎく兵庫国体三木市業務基本方針 総務(総務、行幸啓、財務、観光・接伴、式典) 広報・市民運動(市民運動、広報) 施設整備・競技(施設、会場管理、競技) 輸送・交通・警備(輸送、交通、警備、消防防災) 宿泊・衛生(宿泊、衛生) キ リハーサル大会 全国社会人サッカー選手権大会 期 日 平成17年10月15日～19日 第61回国民体育大会馬術競技リハーサル大会 期 日 平成18年5月下旬予定(3日間)	3 国民体育大会 (1) のじぎく兵庫国体(第61回国民体育大会) ア 競技種目 ソフトテニス(少年男子・女子) イ 会 場 総合中央活動センター ウ 会 期 平成18年10月1日～2日 エ 出場チーム 少年男子16チーム 少年女子47チーム 計 63チーム オ 宿泊方法 民泊(共同民泊) カ 第61回国民体育大会吉川町開催基本計画 総務・企画関係(企画、財務、観光・接伴、広報、町民運動) 競技・式典関係(競技、式典、施設) 輸送・交通関係(輸送・交通、通信、警備・防災) 宿泊・医事・衛生関係(宿泊、医事、衛生) キ リハーサル大会 全日本実業団ソフトテニス大会 期 日 平成17年7月下旬予定(3日間)	国民体育大会の実行委員会については、現行のとおりとし、実施本部については、合併時に再編する。	

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

協議項目		関係項目	専門部会名	企画部会・総務部会
その他必要な事項の取扱い(その2)				
現 況			調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町		
(2) のじぎく兵庫大会(第6回全国障害者スポーツ大会) ア 競技種目 サッカー(知的障害者) イ 会 場 三木総合防災公園 ウ 会 期 平成18年10月14日~16日 エ 出場チーム 9チーム オ リハーサル大会 平成18年5月27日~28日 (3) 三木市実行委員会 		(2) のじぎく兵庫大会(第6回全国障害者スポーツ大会) なし (3) 吉川町実行委員会 		

三木市・吉川町合併協議会の調整内容

専門部会名 企画部会・総務部会

協議項目	その他必要な事項の取扱い(その2)	関係項目	
現 況		調整の具体的内容	
三 木 市		吉 川 町	
<p>(4) 三木市実施本部</p> 	<p>(4) 吉川町実施本部</p> 		

『C I計画』とは

地域のアイデンティティ（個性）を再確認し、それを内外に発信し、地域の振興・活性化を進めることを目的にした戦略的な計画のことです。
自治体のC I計画には目的の違いに応じて、次の3類型があります。

コーポレート・アイデンティティ（市役所・役場のC I）

―事業所としてのイメージアップを図る。

コミュニティ・アイデンティティ（住民のC I）

住民のまちに対する愛着や誇り、住民どうしの連帯感、住民と行政との共通認識などを高める。

シティ・アイデンティティ（市町村のC I）

市町村を対外的にアピールする。

先進事例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	設置状況
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年10月1日 (合併予定)	のじぎく兵庫国体推進事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日まで (合併予定)	1 定住奨励金、出産祝金については、新町の次世代育成支援対策推進行動計画のなかで総合的に検討する。 2 国体推進事業については、新町に引き継ぐ。ただし、実行委員会については、合併後に再編する。

提案第68号

合併協定調印式について

合併協定調印式について、別添のとおり提案する。

平成16年11月25日提出

三木市・吉川町合併協議会
会長 加古 房 夫

三木市・吉川町合併協議会合併協定調印式実施要綱

- 1 内 容 三木市と吉川町との合併協議の協定項目の協議が終了したことに伴い、合併協議会で協議・承認された項目の内容を記載した合併協定書を、三木市・吉川町の両市町長が地方公共団体の長として確認し、署名、押印を行うものとする。今後、各市町長は合併協定書をもとにした合併関係議案をそれぞれの議会に提出し、議会で原案が可決された後、兵庫県知事に対して合併の申請を行う。
- 2 開催日時 平成17年2月2日(水) 午前10時～11時
- 3 会 場 三木市立教育センター 4階大研修室
- 4 出席者 三木市長、吉川町長、合併協議会委員(2号委員、3号委員、4号委員)、合併協議会監査委員、合併協議会幹事、三木市議会議員、吉川町議会議員、事務局職員、その他関係者。
- 5 参加者 約80人
- 6 来賓等 兵庫県知事、県議会議員
- 7 主 催 三木市・吉川町合併協議会
- 8 日 程

時 間	内 容
10:00	1 開 会
10:03	2 合併の経過報告
10:15	3 合併協定書調印
10:20	(1) 合併協定書説明
10:25	(2) 両市町長署名
10:30	(3) 立会人署名
10:40	4 主催者あいさつ
10:50	5 祝 辞
10:57	6 祝電披露
11:00	7 閉 会

(案)

合 併 協 定 書

平成 年 月 日

三 木 市
吉 川 町

合併協定書

平成 年 月 日

1 合併の方式

美囊郡吉川町を廃し、その区域をもって三木市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月24日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「三木市」とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現三木市役所(三木市上の丸町10番地30号)とする。

現吉川町役場については、支所とする。

5 財産及び債務の取扱い

美囊郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

8 地方税の取扱い

(1) 個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

(2) 法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法人市民税の法人税割については、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。

(3) 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

(4) 軽自動車税の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

- (5) 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定については、吉川町の制度に統一する。
- (6) 都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (2) 吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱う。

10 地域審議会の取扱い

11 新市建設計画

新市建設計画は、「新市まちづくり計画」に定めるところによるものとする。

12 特別職の職員の身分の取扱い

13 条例、規則等の取扱い

条例、規則等は、三木市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

14 事務機構及び組織の取扱い

15 一部事務組合等の取扱い

三木吉川農業共済事務組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を三木市に引き継ぐ。

16 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 火葬場使用料等については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 戸籍、住民基本台帳等に関する手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。

17 公共的団体等の取扱い

18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

19 町、字の区域及び名称の取扱い

- (1) 三木市及び吉川町の大字又は字の区域については、現行のとおりとする。
- (2) 三木市の大字名及び字名は現行のとおりとする。
- (3) 吉川町の大文字名は、現行の大文字名の前に現町名（吉川町）を付した大字名とし、字名については、現行のとおりとする。

20 市町の慣行の取扱い

- (1) 市章については、合併時に三木市の市章に統一する。
- (2) 市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。吉川町の町花は、三木市の推奨花とする。
- (3) 市の木については、現行のとおりとする。
- (4) 市旗については、合併時に三木市の市旗に統一する。
- (5) 市の歌については、合併時に三木市の市歌に統一する。
- (6) 市民憲章については、合併時に三木市の市民憲章に統一する。

21 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の税率については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (2) 保険給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 国民健康保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

22 介護保険事業の取扱い

- (1) 第1号被保険者の保険料については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度に統一する。
- (2) 介護認定審査会は、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 介護保険料の減免については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 介護保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (6) 介護保険事業計画については、合併時に三木市の制度に統一する。

23 消防団の取扱い

- (1) 吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。
- (2) 吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐものとし、組織については、合併時に三木市の制度に統一する。また、定数については、合併後5年以内に適正化を図る。
- (3) 消防団員報酬及び手当については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 消防施設整備に対する補助金については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 各種事務事業の取扱い

24-1 情報公開の取扱い

情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-2 防災関係の取扱い

- (1) 地域防災計画については、合併後平成18年度に策定する。
- (2) 総合防災訓練については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 三木市消防署吉川分署については、現行のとおりとする。
- (4) 消防事務に関する規約等については、合併時に廃止する。
- (5) 消防水利については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-3 国際交流事業の取扱い

姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。

24-4 納税関係の取扱い

吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金）については、平成18年度から廃止する。

24-5 情報システム事業の取扱い

情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合する。

24-6 情報関係事業の取扱い

24-7 広聴広報関係事業の取扱い

- (1) 広聴については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 広報紙については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-8 交通関係事業の取扱い

- (1) 吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。
- (2) 吉川町の交通災害共済については、平成17年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。
- (3) 防犯灯の設置及び維持管理については、未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一する。ただし、吉川町内分の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理のうえ、平成18年度より適用する。

24-9 障害者福祉事業の取扱い

- (1) 福祉タクシー、福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 重度身体障害者移動支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) はり等施術助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 重度心身障害者（児）介護手当支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、吉川町の現在の対象者については、平成18年度末までに統一する。
- (6) 手話通訳者設置・派遣事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-10 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 高齢者外出支援サービス事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 家族介護手当等支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 軽度生活支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- (6) 高齢者等住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (7) 訪問理容サービス助成事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- (8) 高齢者施設利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

- (9) 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (10) 配食サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- (11) 福祉電話貸与事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (12) 緊急通報システム事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (13) 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (14) 金婚夫婦祝賀事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (15) 敬老祝金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (16) ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (17) 敬老会事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (18) 高齢者大学、ことぶき学級については、現行のとおりとする。
- (19) 在宅介護支援センター運営事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-11 児童福祉事業の取扱い

- (1) 児童手当については、現行のとおりとする。
- (2) 児童扶養手当については、現行のとおりとする。
- (3) 児童センター、児童館については、現行のとおりとする。
- (4) 保育所保育料については、平成18年度から統一する。
- (5) 吉川町立保育所については、現行のとおり三木市に引き継ぎ、平成18年度から制度を統一する。
- (6) 次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時に三木市の計画に統一する。
- (7) 家庭児童相談室については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (8) 肢体不自由児等の療育については、合併後、三木市で支援する。吉川町は、北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から、合併の前日に脱退する。

24-12 その他各種福祉制度の取扱い

- (1) 在日外国人高齢者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 在日外国人身障者特別給付事業については、合併時に三木

市の制度に統一する。

- (3) 福祉年金事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 三木市の合同慰霊祭については、合併後、吉川町も含めた合同慰霊祭として実施する。吉川町の追悼式については、地区慰霊祭として継続する。
- (5) 市立屋内ゲートボール場については、現行のとおりとする。
- (6) 高齢者福祉センターについては、現行のとおりとする。
- (7) 福社会館については、現行のとおりとする。
- (8) 市立デイサービスセンターについては、現行のとおりとする。
- (9) 地域交流委託事業については、合併後5年を目途に廃止する。
- (10) 災害弔慰金・見舞金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-13 健康づくり事業の取扱い

- (1) 三木市の健康福祉フェスティバルについては、三木市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として形を変えて存続する。
- (2) 三木市総合保健福祉センター、吉川町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。
- (3) 吉川町の健康プールについては、現行のとおりとする。
- (4) 吉川町の健康医療相談所については、現行のとおりとする。
- (5) 成人・老人保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (6) 母子保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (7) 予防接種事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (8) 高齢者インフルエンザ事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

24-14 人権（同和）対策関係事業の取扱い

- (1) 人権尊重まちづくり基本計画については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に三木市の制度に統一する。
- (4) 人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。

- (5) 人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (6) 隣保館については、現行のとおりとする。

24-15 社会福祉協議会の取扱い

24-16 保健衛生関係事業の取扱い

- (1) 環境保全条例については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。
- (4) 福祉医療制度については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、母子福祉医療事業については、合併後2年以内に三木市の制度に統一する。

24-17 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 水田農業構造改革対策（転作）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 土地改良事業受益者負担割合については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、継続事業については、現行のとおりとする。
- (3) 国営東播用水土地改良事業については、現行のとおりとする。ただし、転用決裁金は合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 農業振興関係については、次のとおりとする。
 - ア 土地改良事業補助については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - イ 農業振興助成事業については、合併時に再編する。
 - ウ 集落営農推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - エ 農業制度資金については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - オ 農業イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 山田錦の館については、現行のとおりとする。
- (6) 農業集落排水事業については、次のとおりとする。
 - ア 分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - イ 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。

ウ 吉川町の水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から廃止する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

24-18 商工観光関係事業の取扱い

- (1) 中小企業等融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 勤労者住宅資金融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-19 都市計画関係事業の取扱い

- (1) 都市計画については、合併後5年以内に調整する。
- (2) 開発指導については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-20 建設関係事業の取扱い

- (1) 建築行為等指導については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 道路認定及び河川指定については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 占用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 市営住宅については、現行のとおりとする。

24-21 水道事業の取扱い

- (1) 水道料金については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 水道給水分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 水道工事負担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-22 下水道事業の取扱い

- (1) 下水道事業については、現認可期間である平成18年度までは現行のとおりとする。平成19年度以降の計画については、合併後策定する。
- (2) 受益者負担金については、合併後5年を目途に三木市の制度に統一する。
- (3) 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

24-23 市町立学校等の通学区域の取扱い

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。

24-24 学校教育関係の取扱い

24-25 社会教育関係の取扱い

- (1) 住民学習（人権学習）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 成人式については、合併後は統一して実施する。
- (3) 図書館については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 吉川町中央公民館は、三木市の公民館として引き継ぐ。
- (5) 勤労青少年ホームについては、現行のとおりとする。
- (6) 市民運動場・町民体育館については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (7) 野外活動振興事業（三木ホースランドパーク エオの森）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (8) 両市町主催のスポーツ大会については、現行のとおりとする。体育協会等が主催する大会については、両市町の体育協会及び種目協会等に委ねる。
- (9) 財団法人三木市スポーツ振興基金の事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (10) スポーツクラブ21については、現行のとおりとする。
- (11) 吉川町の地区体育推進員については、活動方法を自治会等による自主運営に移行する。
- (12) 文化財については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-26 イベント関係の取扱い

24-27 行政区（自治会・行政連絡機構）関係の取扱い

24-28 塵芥処理の取扱い

- (1) 廃棄物処理施設については、次のとおりとする。
 - ア ごみ焼却施設については、合併後速やかに三木市の施設に統合し、吉川町の施設は休止する。両市町の埋立処分場については、継続する。
 - イ 両市町のし尿処理施設については、継続する。
- (2) ごみの収集については、両市町の体制で引継ぎ、平成18年度末までに調整する。
- (3) 廃棄物処理手数料については、両市町の額で引継ぎ、ごみ

の減量化等を考慮して、平成18年度末までに調整する。

(4) ごみの減量化・資源化については、次のとおりとする。

ア 資源化ごみ集団回収運動奨励事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

イ 生ごみ処理機等助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

25 その他必要な事項の取扱い

(1) 投票所については、現行のとおりとする。

(2) 期日前投票所については、現行のとおりとする。

(3) 指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。

(4) 借地については、合併までに解消に努める。

合併後の経済社会情勢の変化等により、この協定書の協定内容の実施に支障が生じたときは、住民の意見を聴いて見直しを行うものとする。

調 印 書

三木市及び美嚢郡吉川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和4
0年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく三木市・吉川町合併協
議会において、上記のとおり合併に関する協議が整い、両市町長が確
認をしたので、ここに署名調印する。

平成 年 月 日

三木市長

吉川町長

立 会 人

兵 庫 県 知 事

合併協議会顧問
(兵庫県議会議員)

合併協議会委員
(北播磨県民局長)

立 会 人

合併協議会委員
(三木市)

合併協議会監査委員
(三木市)

立 会 人

合併協議会委員
(吉川町)

合併協議会監査委員
(吉川町)
